

第4次 糸魚川市総合計画 (案)

第4次総合計画（案）については、令和8年9月2日に、
総合計画審議会から中間答申のあった内容です。

目 次

序論

1	総合計画とは	2
2	第3次総合計画の評価	4
3	本市を取り巻く社会経済環境	6
4	人口の現状と将来展望	11
5	土地利用	17

基本構想

1	まちづくりの基本方針	20
2	まちづくりの重点推進項目	23
3	目指すまちの将来像	25
4	計画の全体像	26
5	施策の大綱（まちづくりの基本目標）	27

基本計画

第1章 いきいき共生のまちづくり【健康・福祉分野】

第1節	安心できる医療体制の維持	40
1	安心できる医療体制の維持	40
第2節	健康づくりの推進	41
1	健康づくりの推進	41
第3節	高齢者への支援	42
1	高齢者の日常生活への支援	42
2	高齢者福祉の充実	43
第4節	地域で支え合う福祉の推進	44
1	地域福祉の充実	44
2	支え合いと自立の地域生活	45

第2章 つながる学び、つなぐ未来 ―地域で支え育む人づくり―【子育て・教育分野】

第1節	0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進	46
1	質の高い学校教育の推進	46
2	学校教育環境の整備	47
第2節	こどもを産み育てやすい環境の整備	48
1	妊娠出産支援と親子の健康増進	48
2	こどもと子育て家庭への支援の充実	49
第3節	生涯学習の振興	50
1	社会教育の振興	50

2	スポーツの振興	51
第4節	文化の活用と振興	52
1	芸術文化の振興	52
2	歴史・文化の継承と活用	53
第3章	魅力と活力あるまちづくり ―地域資源でつなぐ未来経済― 【産業分野】	
第1節	活力ある産業の振興	54
1	地域産業の活性化と新たな活力の創出	54
2	地域資源を活かした観光の振興	55
3	働きやすい環境づくりと産業を支える人材の確保	56
第2節	農林水産業の振興	57
1	農業の振興	57
2	林業の振興	58
3	水産業の振興	59
第4章	つながる力で育む地域の未来 ―若者と多様な担い手が創る協働の社会― 【人権・移住定住・地域づくり分野】	
第1節	地域で活躍する人材の支援	60
1	定住の促進	60
第2節	自主自立の市民活動の推進	61
1	地域人材の育成と活動人口の創出	61
2	コミュニティセンターを核とした地域づくり	62
第3節	一人ひとりが尊重される社会の実現	63
1	一人ひとりが尊重される社会の実現	63
第5章	くらし支える基盤と地域力 ―協働で築く安心・快適なまち― 【市民生活分野】	
第1節	防災対策の推進・地域防災力の向上	64
1	防災・危機管理の推進	64
2	消防救急体制の充実	65
3	防災施設の整備促進	66
第2節	暮らしやすい生活基盤の整備	67
1	適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実	67
2	鉄道の利便性の向上と利用促進	68
3	バス等の利便性・効率性の向上と利用促進	69
4	快適な住環境の確保	70
5	機能的・効率的な生活圏の形成	71
6	道路網の整備・維持管理	72
7	ガス・上下水道の整備と供給	73

第3節	安全・安心な市民生活の保護	74
1	防犯・交通安全対策の充実	74
2	冬期市民生活の確保	75
第4節	自然・環境の保全と未来への継承	76
1	自然環境の保全	76
2	資源循環型社会の推進	77
第6章	市民とともに進める効率的な行財政運営　－資源最適化と信頼のガバナンス－ 【行財政分野】	
第1節	積極的な行政改革	78
1	積極的な行政改革	78
第2節	行政の電子化・情報化の推進	79
1	対話とデジタル活用による行政の推進	79
第3節	健全な行財政運営	80
1	健全な行財政運営	80
	用語解説	81

序 論

(案)

1 総合計画とは

(1) 計画策定の趣旨

糸魚川市では、「第3次糸魚川市総合計画（令和4年度（2022年度）～令和10年度（2028年度）」に基づき、持続可能なまちづくりを進めていくため、「人口減少対策」と「住み続けたいまちづくり」を重点課題として、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して取り組んできました。

また、地方創生に向けた戦略である「第2期糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2（2020）年度～令和8（2026）年度）」を策定し、人口減少の歯止めと地域経済の活性化を目指し、持続可能な社会の実現に向けて取り組んできました。

そのような中、人口減少、少子高齢化は進行するとともに、地域医療体制の維持や管理者不在の空き家・空き地の増加、デジタル社会の進展への対応といったこれまでとは異なる課題に直面しています。

平成17年の市町合併以来、生活圏の一体化に伴う行政を展開し、地方分権時代に対応したまちづくりを通して、行財政基盤の強化と住民福祉の維持向上に取り組み、新市の一体感の醸成、均衡ある発展に努めてきましたが、これからは将来への負担や不安を軽減しながら、誰もが主体的に課題の解決や新たな取組にチャレンジするまちづくりへ変革していくことが求められます。

こうした本市を取り巻く社会・経済情勢の変化や新たな市民ニーズに柔軟に対応するとともに、10年先の糸魚川市を見据え、対話を軸とした共創のまちづくりを進めるため、令和9年度（2027年度）を初年度とする「第4次糸魚川市総合計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、糸魚川市総合計画条例第4条に基づき、本市の目指す方向とそれを実現するための施策を明らかにした「まちづくりの基本指針」です。

①市の各種計画や施策の基本となる最上位の計画

まちづくりを進めていくための最上位計画であり、本市の各種計画や施策の基本となる計画です。

②まちづくりの意思を示す計画

国や県などの外部の関係機関に対して本市のまちづくりの考え方を示すとともに、関係機関との協議や役割分担が必要な施策について、本市の基本方針を示す計画です。

③市民にとって分かりやすい計画

本市の描く将来像を市民と共有し、市民と共にまちづくりを進め、互いに進捗を確認するための計画です。

④糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略としての位置付け

本計画は、人口減少への対応と地方創生の実現を最重要課題としており、「まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）」第10条に基づく、地方版総合戦略としても位置付けます。

本計画と同一の趣旨・目的を持つ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含することにより、効果的・効率的に人口減少への対応と地方創生に取り組めます。

(3) 計画推進の基本姿勢

本計画の推進に当たっては、市民や地域、事業者等と行政が協働し、次のような基本姿勢で取り組みます。

- ①計画内容の十分な周知を図り、市民や地域、事業者等と行政において、まちづくりの目標や役割などを共有し、共通理解を深めるとともに、共に考え、共に行動して、着実な計画の推進を図ります。
- ②中長期的な財政計画を踏まえた効果的、効率的な行財政運営を進める中で、事業の進捗状況の把握・分析・検証を行いながら、必要に応じて見直しを行うPDCAサイクルを回すことで、より成果を上げるよう計画の推進を図ります。

(4) 計画の期間と構成

〔計画の期間〕

本計画は、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和15年度（2033年度）を目標年度とする7年間の計画とし、5年ごとに改定を行うものとします。

なお、社会経済情勢などに大きな変化がある場合には、必要に応じて改定するものとします。

〔計画の構成〕

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、その役割は次のとおりです。

- 基本構想 …… まちづくりの基本方向や将来像などの基本目標と、目標を達成するために取り組むべき施策の大綱を示したもので、基本計画及び実施計画の根幹となります。
- 基本計画 …… 基本構想の理念を受けて、その実現に向けて必要となる個別施策を分野別に体系化し、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含したものです。
- 実施計画 …… 基本計画で体系化した個別施策を実現するために実施する事務事業を明らかにしたものです。

区分・年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
第4次												
基本構想	←		基本構想	→		→	→					
基本計画	←		基本計画	→		→	→					
第5次												
基本構想					改訂作業	公表	←	基本構想	→	→	→	→
基本計画					改訂作業	公表	←	基本計画	→	→	→	→

2 第3次総合計画の評価

本市では、令和4年度（2022年度）を初年度とする第3次総合計画に基づき、「人口減少対策」と「住み続けたくなるまちづくり」を重点課題として捉え、世代を超えて誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、より良い未来の糸魚川へつないでいくための各種施策を推進してきました。

第3次総合計画の目標達成指標では、令和7年（2025年）の人口を37,650人と推計しましたが、令和7年10月時点の住民基本台帳人口（結果が公表されれば令和7年国勢調査人口に改める）は37,250人となり、目標を400人下回る結果となりましたが、平成30年の国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の将来推計に準拠した推計人口37,192人を58人上回る結果となりました。

本市においては、これまで人口減少対策に取り組んできましたが、人口減少はさらに進行し、バランスが取れた人口構造への転換には至っていません。

第4次総合計画では、人口減少という現実を受け止めたうえで、10年先のあるべき姿を思い描き、限られた資源を効果的・効率的に活用する「選択と集中」により、必要な「ヒト・コト・モノ」を充実させていく取組が必要です。

単なる人口減少対策ではなく、縮小していく人口規模に加えて、関係人口、交流人口、活動人口を増やす取組を通じて、これまでの経済活動や地域活動の規模や質を維持していく必要があります。

○目標達成指標

指標	R7 目標	R7 住基人口 (R7. 10. 1 現在)	比較
総人口	37,650 人	37,250 人	△400 人
年少人口（15歳未満）	3,502 人	3,119 人	△383 人
生産年齢人口（15～64歳）	18,243 人	18,634 人	+391 人
老年人口（65歳以上）	15,905 人	15,497 人	△408 人

【参考】

指標	社人研推計準拠 (R7)	R7 住基人口	比較
総人口	37,192 人	37,250 人	+58 人
年少人口（15歳未満）	3,351 人	3,119 人	△232 人
生産年齢人口（15～64歳）	18,132 人	18,634 人	+502 人
老年人口（65歳以上）	15,709 人	15,497 人	△212 人

また、人口減少社会において、市民生活に必要なまちの機能を維持することはもとより、本市に暮らす誰もが、心豊かに充実した生活を送ることができ、「糸魚川に住み続けたい」「糸魚川でこどもを産み育て、いつまでも健康で元気に暮らしたい」と実感できるまちづくりのほか、地域医療体制の維持・充実や働きやすい雇用環境の整備、鉄道やバスなどの利便性の向上などの取組を進めることで、多くの市民が暮らしやすさを実感できるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、令和6年度に実施した市民アンケートの結果では、いずれの指標も目標を下回る結果となっています。

市民や地域、事業者、行政の協働による取組を進め、人と人とのつながりや支え合いの輪を広めるとともに、本市に暮らす誰もが地域の魅力や温もりを実感することができるよう、広報による情報提供のほか、住民説明会や意見募集などによる意見聴取など、対話を通じてさらに情報共有を深める取組が必要となっています。

○目標達成指標

指標	R6 目標	R6 結果	比較
住みやすいまちだと思える市民の割合	55.0%	39.4%	△15.6
これからも住み続けたいと思える市民の割合	70.0%	60.9%	△9.1
行政サービスに対する市民満足度※ ¹	0.00pt	△0.65pt	△0.65

(資料：総合計画策定に関する市民アンケート (R6.8))

また、第4次総合計画を策定するにあたり、第3次総合計画で取り組んできた6つの分野の各項目について、施策指標の達成状況により、下記のとおり検証を行いました。

【中間目標（令和6年度）に対する、実績値により検証】

評価A：目標に対して100%以上の達成度のもの

評価B：目標に対して80%以上、100%未満の達成度のもの

評価C：目標に対して80%未満の達成度のもの

分野別施策指標の達成状況

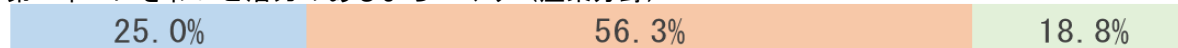
第1章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり（健康・福祉分野）



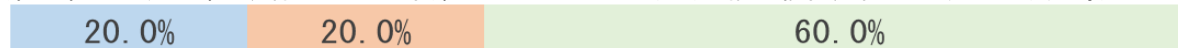
第2章 郷土愛にあふれ夢をかなえる人づくり（子育て・教育分野）



第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり（産業分野）



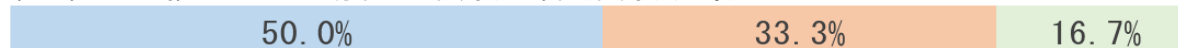
第4章 地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり（人権・移住定住・地域づくり分野）



第5章 安全に安心して住み続けられるまちづくり（市民生活分野）



第6章 計画推進に向けた効率的な行財政運営（行財政分野）



第3次総合計画全体



■ 評価A（達成度100%以上） ■ 評価B（達成度80%以上100%未満） ■ 評価C（達成度80%未満）

施策指標の数値目標においては、おおむね順調に推移している割合（達成度80%以上）が、全体の約77%となっています。

分野別に見ると、「第4章 人権・移住定住・地域づくり分野」がおおむね順調に推移している割合が40%であり、他の分野と比べて達成度が低い状況となっています。

※1 市民アンケートで施策に満足という回答から不満足という回答を差し引いて集計した各分野別平均スコアの合計

3 本市を取り巻く社会経済環境

(1) 急速に進む人口減少と少子高齢化

人口減少と少子高齢化は、本市の社会経済基盤に深刻な影響を与える重要課題です。国の動向をみると、総人口は2008年の約1億2,808万人をピークに減少に転じ、社人研の中長期推計では2040年に約1億1,090万人、2060年に約9,280万人と大幅に減少する見込みです。

こうした国全体の流れは本市にも直結しており、近年の市内人口減少、若年層の都市部流出、65歳以上人口比率の上昇が続くことで、医療・介護・福祉サービスの需要増、税収減少、労働力不足、地域経済の縮小という連鎖が生じています。学校や公共施設の利用減、地域コミュニティの担い手不足、老々介護や孤立といった社会課題の顕在化も懸念されます。

国はこれらの課題に対して「まち・ひと・しごと創生」や子育て支援の強化、女性・高齢者の就業支援、地方への移住・定住支援、外国人材の受入れ制度整備など総合的な取組を進めています。また、地方創生交付金などを通じて地域の実情に応じた事業を支援し、地域の自律的な活力回復を後押ししています。直近では、地域での働き方改革やテレワーク環境の整備、教育・保育サービスの充実、男性の育児参加促進など、ライフステージを通じた支援体制の構築が重視されています。

また、若年層・現役世代の定住・就業促進として、地域産業の新たな雇用創出、起業支援、テレワークや副業を可能にするインフラ整備、職業訓練・スキルアップ支援が求められます。女性・高齢者の就労促進や働き方の柔軟化に向けた施策も重要です。

さらに、移住・定住促進や外国人材受入れによる労働力補完を行う際は、住宅・生活受入体制、多文化共生のための支援策、地域コミュニティとの連携を強化する必要があります。

加えて、限られた財源を有効活用するために、行政サービスや施設の機能見直し・統廃合、民間や地域との協働によるサービス提供、ICTを活用した効率化（遠隔医療、行政手続のオンライン化、データに基づく政策評価）を進めることが重要です。

長期的な視点に立ち、最新の人口推移や年齢構成、転入出動向のデータを基に定量的な目標を設定し、評価指標を用いたPDCAサイクルを回すことにより、持続可能な地域社会の再構築が求められています。

(2) 継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加

継続する物価上昇（インフレ）と生活コストの増加は、本市の暮らしと地域経済に直接的な負担をもたらしています。エネルギーや食料、建設資材などの価格上昇は家庭の可処分所得を圧迫し、中小事業者のコスト増加は採算悪化や事業縮小につながるおそれがあります。

国は物価上昇への対応として、生活支援の直接給付、燃料費・光熱費支援、住宅支援策、賃上げや中小企業支援の補助金・税制措置、食料供給網の強化などを講じていますが、物価上昇が長期化する場合、地方自治体レベルでも継続的な対策が必要です。

本市に求められる取組の方向性としては、まず生活困窮世帯や低所得者へのきめ細かな支援（定期的な給付、食料支援、公共料金の支援メニューの整備）を確実に行うことが重要です。

このほか、地域経済の耐久力を高めるため中小・小規模事業者への資金繰り支援、仕入れ・物流コストの低減支援（共同購買や地産地消の推進）、省エネ改修や再生可能エネルギー導入によるランニングコスト削減支援が必要です。

また、賃金上昇と生産性向上の好循環をつくるため、業務のデジタル化・省力化支援、職業訓練や人材確保施策、地域内での付加価値創出による価格転嫁力の強化が求められます。

さらに、物価動向を的確に把握するためのモニタリング体制を整備し、国の施策や支援制度と連携して柔軟かつ迅速に対処できる仕組みづくりが必要です。

(3) 成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換

成長型経済から持続可能性重視の経済構造への転換は、本市の未来を左右する重要な課題です。従来の量的成長モデルに依存するだけでなく、地域資源を最大限に活かした高付加価値化、循環型経済、脱炭素化を統合的に進めることが求められます。

国は 2050 年カーボンニュートラル宣言やグリーン成長戦略を掲げ、再生可能エネルギー導入、産業のグリーン化、環境技術への投資促進を進めています。また、地域循環共生圏や地方創生に関する支援施策により、地域発の新産業創出や雇用創出を後押ししています。

本市で必要な取組の方向性として、地域資源（自然、農林水産物、伝統文化、観光資源）の価値を高める産業支援-地産地消・ブランド化、地域加工・直販、観光の質的転換-の推進が必要です。

また、循環型・低炭素社会の実現に向けて、省エネへの取組、再生可能エネルギー導入、廃棄物削減・資源循環の新たな仕組みを検討構築する必要があります。

さらには、産業・就業構造の転換を支える人材育成とイノベーション促進（地域中小企業のデジタル化・高度化支援、実践的な技能訓練、産学官連携による技術導入促進）の強化が求められています。

これらの実行に向けては、地域住民・事業者・行政が協働するガバナンスづくりと、実施効果を測る指標に基づく評価・改善サイクルの導入が不可欠です。

(4) デジタル技術・A I の急速な発展と Society5.0 への対応

デジタル技術・A I の急速な発展と Society5.0 への対応は、本市の行政サービス、産業、医療・介護、教育等を大きく変革する要素です。

国はデジタル庁の創設や「デジタル社会の実行計画」、地方のデジタル化支援、データ連携基盤の整備、A I 研究・実装の促進等を進めており、行政手続のオンライン化、マイナンバーを軸としたデータ利活用、地域のDX（デジタルトランスフォーメーション）支援などが政策の柱となっています。また、A I 倫理・安全性の指針やデータガバナンスの整備にも注力しています。

住民利便性と行政効率の向上を目的に、窓口業務や各種手続のオンライン化、ワンストップサービスの整備、自治体データの標準化・利活用が必要です。

また、地域産業や観光、農林水産業の生産性向上を目指し、IoTによる生産管理、スマート農業、観光のデジタルマーケティング、商店街のキャッシュレス化・受発注システム導入など、中小事業者のDX支援が求められます。

さらには、高齢者やデジタル弱者を含む全ての住民が恩恵を受けられるよう、デジタル包摂の取組（機器貸出、操作支援窓口、デジタルリテラシー講座）も必要です。

加えて、医療・介護分野での遠隔診療・モニタリング、見守りシステム、介護ロボット等の導入支援により、サービスの質と効率を高めていく必要があります。

今後ますます利用が活発化するA I 導入に伴うリスク管理のため、データプライバシー、セキュリティ対策、A I 倫理のガイドライン整備や人材育成（データサイエンス、A I 活用スキル）が必要となっています。

(5) 気候変動の進行と自然災害の激甚化・頻発化

気候変動の進行に伴い、集中豪雨や異常高温、台風の大規模化、土砂災害、沿岸域の高潮・浸水リスクの増大が、本市の安全・生活基盤、産業活動に重大な影響を及ぼします。

国は、気候変動に対応するため、気候変動適応法の制定や防災・減災のための国土強靱化基本計画、浸水想定図の整備、被災者生活再建支援や復興交付金等の支援制度を整備するとともに、温室効果ガス削減に向けた脱炭素政策や再エネ導入の加速を図っています。こうした国の枠組みを踏まえ、本市に求められる取組として、防災・減災と気候変動適応、脱炭素化を一体的に進めることが求められています。

具体的には、ハザードマップや避難所運営の見直し、早期警戒・情報伝達体制の強化、住民参加型の地域防災力向上を推進し、インフラ面では、老朽化対策を踏まえた河川、道路、排水施設の整備・更新や沿岸防護の強化、重要施設の移転・高規格化の検討が必要です。

また、気候変動の進行に備えた都市計画として、浸水対策を組み込んだ土地利用や緑地・雨水貯留の拡充を進めるほか、農林水産業の気候適応として、品種改良、防風・防雪対策、栽培時期の調整などを進めることも重要です。

加えて、公共施設の省エネ・再エネ導入、電力系統のレジリエンス強化など、脱炭素と災害対応を両立する施策の推進が求められます。長期的な気候予測に基づくリスク評価を行い、優先度と費用対効果を踏まえた計画的な投資と見直しを行うことで、安全で持続可能な地域社会の実現が求められています。

(6) 生態系・農林地への影響と鳥獣被害の増加

近年の気候変動や人里の環境変化に伴い、生態系や農林地への影響が顕在化するとともに、クマやイノシシなど鳥獣による被害が増加しています。

国は鳥獣保護管理や被害対策のための法令整備、被害防止技術の研究や普及、狩猟者の育成支援、農林業被害対策への交付金制度などを進めており、地域ごとの実情に応じた総合的な対策を重視しています。

本市でも、山間部の森林資源や里地里山の変化、餌資源の変動、耕作放棄地の拡大などが野生鳥獣の行動圏を変化させ、農作物や人身の被害、観光や暮らしへの不安を招いています。

予防面では、電気柵や防護ネット等の実効性ある防護技術の普及・補助、収穫・保管の工夫、餌場管理や里地里山の保全による生息環境管理が必要となっています。あわせて、人口の減少・高齢化が進む中、野生鳥獣の生息数増加等に対応する、有害鳥獣捕獲の体制整備や担い手の確保が必要です。

共生に向けては、地域ごとの行動計画を策定することが重要であり、国・県の補助金や技術支援を積極的に活用して、捕獲技術やモニタリング（カメラトラップ、GPS等）を導入しつつ、野生鳥獣の生息動態を把握するなど先手を打つ対策が求められます。

さらに、観光資源や森林資源の保全と両立させるため、エコツーリズムや林業の振興と結びつけた地域づくりや担い手への支援を組み合わせた包括的な施策が求められます。

(7) 感染症等の新たな公衆衛生リスクと健康・医療体制の持続性

感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加は、本市の公衆衛生と医療・介護体制の持続性に重大な影響を及ぼします。

国は新型コロナ対応を契機に、感染症法制の見直し、全国的な医療体制の強化、検査・ワクチン供給体制の整備、地域医療構想や医師・看護師の確保支援などを進めており、地方自治体と医療機関の連携強化が求められています。

また、地域包括ケアシステムの充実や、保健所機能の強化、生活習慣病対策・予防接種

の推進といった普遍的施策も重視されています。

本市においては、初期診療と在宅医療・介護の連携強化が急務です。具体的には、救急搬送・入院受け入れ体制の確保、訪問診療や訪問看護・訪問介護の拡充、医療従事者の確保・定着支援、診療の負担軽減を図るためのＩＣＴ導入（電子カルテ連携、遠隔診療、地域医療連携ネットワーク）の推進が必要です。

また、感染症の流行や高齢化に伴う慢性疾患の増加について、予防の観点から生活習慣の改善や高齢者のフレイル予防、予防接種の普及、健康づくり施策を強化することが重要です。限られた人的・財政的資源を有効活用するため、国・県の支援制度や地域の医療・介護福祉事業者等との協働体制を構築し、平常時の医療提供能力の維持と非常時の迅速対応力を両立させる必要があります。

(8) 多様性の尊重と共生社会の実現

多様性の尊重と共生社会の実現は、住民一人ひとりが安心して暮らし続けられる地域づくりの基盤です。

国は「地域共生社会」や多文化共生政策、男女共同参画・障がい者支援の強化、若者の就労・生活支援などを通じて、多様な主体が参画する社会の実現を進めています。また、外国人材受入れや日本語教育、生活支援の制度整備を図る一方で、地域での受入体制や社会統合支援の重要性が課題として挙げられています。

また、生活支援と制度利用の「見える化」を進め、子育て支援、高齢者・障がい者支援、生活困窮者対策などの相談窓口をワンストップ化するとともに、外国人向けに多言語情報の提供や日本語学習支援が求められます。

本市においては、学校での異文化理解教育、地域イベントや交流事業など、多文化共生を促進する教育・地域活動を強化するとともに、起業・就労支援、インターンシップ促進を通じて地域でのキャリア形成など若年層の定着・活躍支援が必要です。

(9) 財政制約下での公共サービス再編とインフラ維持管理

人口減少と高齢化が進む中、地方財政は社会保障費の増大や税収の減少のほか、災害対応費・インフラ更新費の増大により厳しさを増していくものと予想されています。

国は地方創生交付金やインフラ老朽化対策の補助、地方債・財政支援制度の整備を続ける一方、費用対効果を踏まえた長寿命化計画や統廃合を含む施設再編の方針を示しています。

本市においては、限られた財源で安全・安心な公共サービスを持続的に提供するため、優先順位に基づく戦略的な事業選別と公共施設の適正配置が不可欠です。具体的には、複数施設の機能統合や役割の見直し、施設の用途転換・段階的縮小を行うとともに、維持管理の共同化（近隣自治体や民間との連携）、ＰＰＰ／ＰＦＩなど多様な資金調達手法の検討が必要です。

日常サービスの効率化に向けては、行政手続のデジタル化やオンラインサービスの拡充で人件費・運営費の抑制を図るとともに、市民や地域、事業者、行政の役割分担と協働を進め、簡素で負担の少ない事務事業に転換を図る必要があります。

また、財源確保に向けては、国の補助・交付金の積極的な活用のほか、地方債や基金の戦略的運用、民間資金導入などが考えられます。対話による合意形成と説明責任を重視し、透明性の高い評価指標を用いた政策決定プロセスを確立することで、持続可能な公共サービス提供体制の構築が必要です。

(10) 地域資源を活かす持続可能な地域づくりとＳＤＧｓの推進

地域資源を活かす持続可能な地域づくりとＳＤＧｓの推進は、長期的な活力確保と住民

の生活の質向上に直結します。

国はSDGsを国策に位置付け、地域循環共生圏の形成やグリーン成長戦略、中山間地域対策、観光立国の推進などを通じて地域資源の活用と脱炭素・循環型経済への転換を支援しています。補助金や技術支援、地域づくりのモデル事業を通じた実装支援が拡充されており、自治体には地域特性を活かした戦略的な取組が期待されています。

地域資源を活かす取組として、自然（山林・里海里地）・文化（祭礼・伝統産業）・人的資源を統合した地域ブランドづくりと高付加価値化を進めるとともに、地産地消や加工品のブランド化、エコツーリズムや文化資源を活用した観光の質的転換により、地域内経済を活性化が求められます。

また、再生可能エネルギーの導入、公共施設の省エネ改修、食品ロス削減や資源循環の仕組みづくりによりライフサイクル全体で環境負荷を低減するほか、産学官民が連携する交流拠点やインキュベーション、技能・経営支援、地域課題解決型の教育プログラムで次世代の担い手育成が必要となっています。

市民にとってわかりやすく実感できる指標を設定し、住民参画の下で定期的に評価・見直しを行うことで、透明性と実効性のあるまちづくりが必要です。

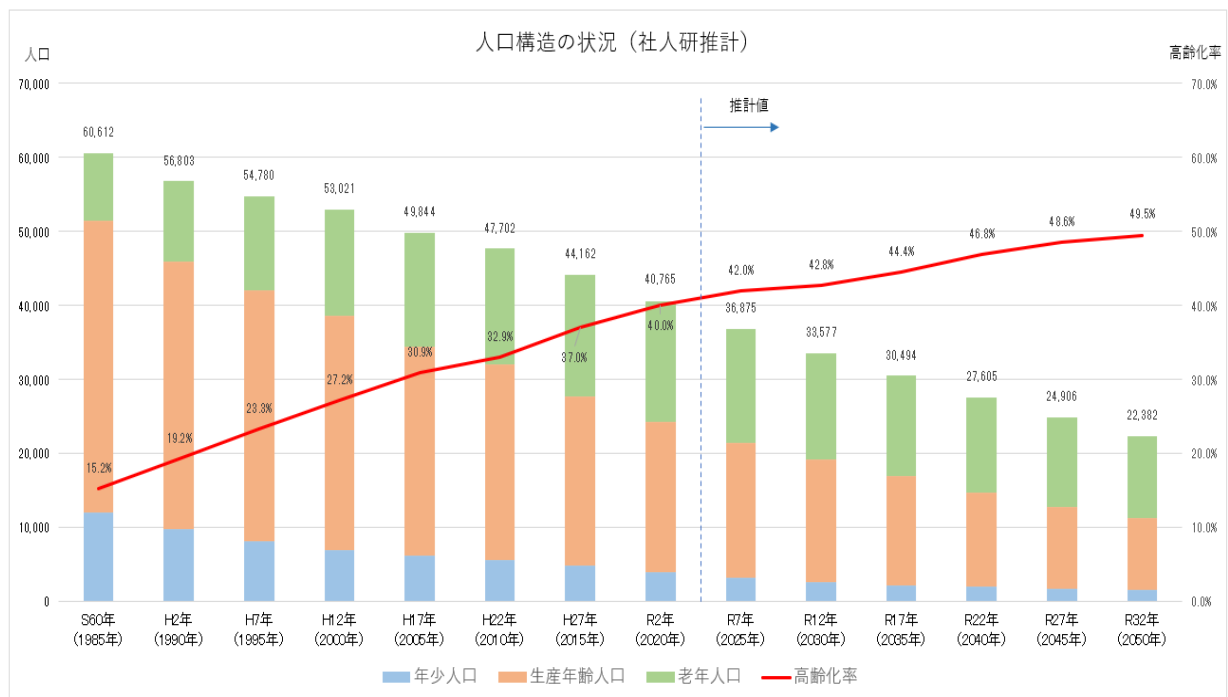
4 人口の現状と将来展望

(1) 人口の推移と将来推計

平成 17 年（2005 年）の市町合併時の人口は、約 50,000 人でしたが、令和 2 年（2020 年）国勢調査の結果では、40,765 人と、合併後 15 年間で約 9,000 人、率にして約 18%減少しています。

この国勢調査の結果を基に、社人研の人口推計※¹（基準：令和 7 年推計人口 36,875 人）に準拠して将来人口を推計すると、20 年後の令和 27 年（2045 年）には 24,906 人、40 年後の令和 47 年（2065 年）には 15,653 人まで減少すると予測されています。

また、住民基本台帳に基づく高齢化率は令和 7 年 10 月 1 日時点で 41.6%と、全国の 29.4%、新潟県の 34.6%を大きく上回っており、今後更に上昇することが見込まれています。



	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)	H27年 (2015年)	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
年少人口	11,993	9,733	8,101	6,983	6,181	5,591	4,816	4,005	3,224	2,597	2,173	1,958	1,770	1,566
生産年齢人口	39,428	36,153	33,917	31,636	28,284	26,396	22,942	20,213	18,171	16,625	14,767	12,717	11,040	9,733
老年人口	9,191	10,912	12,762	14,402	15,379	15,715	16,346	16,296	15,480	14,355	13,554	12,930	12,096	11,083
総人口	60,612	56,803	54,780	53,021	49,844	47,702	44,162	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382
高齢化率	15.2%	19.2%	23.3%	27.2%	30.9%	32.9%	37.0%	40.0%	42.0%	42.8%	44.4%	46.8%	48.6%	49.5%

資料：国勢調査（R 7 以降は社人研推計方法に基づく値）

年齢 3 区分人口は、以下の年齢構成としています。

年少人口：15 歳未満人口 生産年齢人口：15～64 歳人口 老年人口 65 歳以上人口

なお、年齢 3 区分人口の合計と総人口が合わないのは、年齢不詳数があるためです。

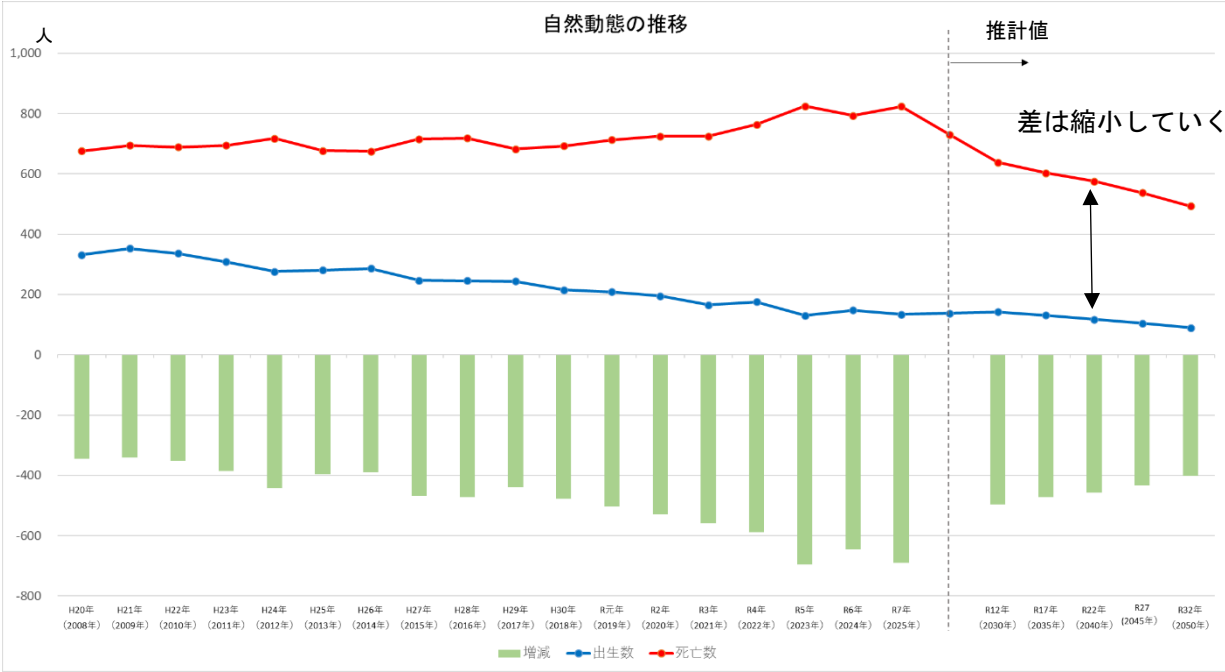
※ 1 令和 5 年（2023 年）12 月公表「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口動態の状況

① 自然動態

人口の自然動態は、平成元年（1989 年）に死亡数が出生数を上回り、減少傾向に転じて以降、出生数の減少により、減少幅が年々大きくなってきています。

高齢化率の上昇や少子化により、死亡数が出生数を上回る状態で、自然動態は今後も減少傾向が続くと見込まれていますが、人口減少に伴い、死亡数と出生数の差は縮小していくものと見込まれます。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年 10 月 1 日）
（R12 以降は社人研推計方法に基づく値）

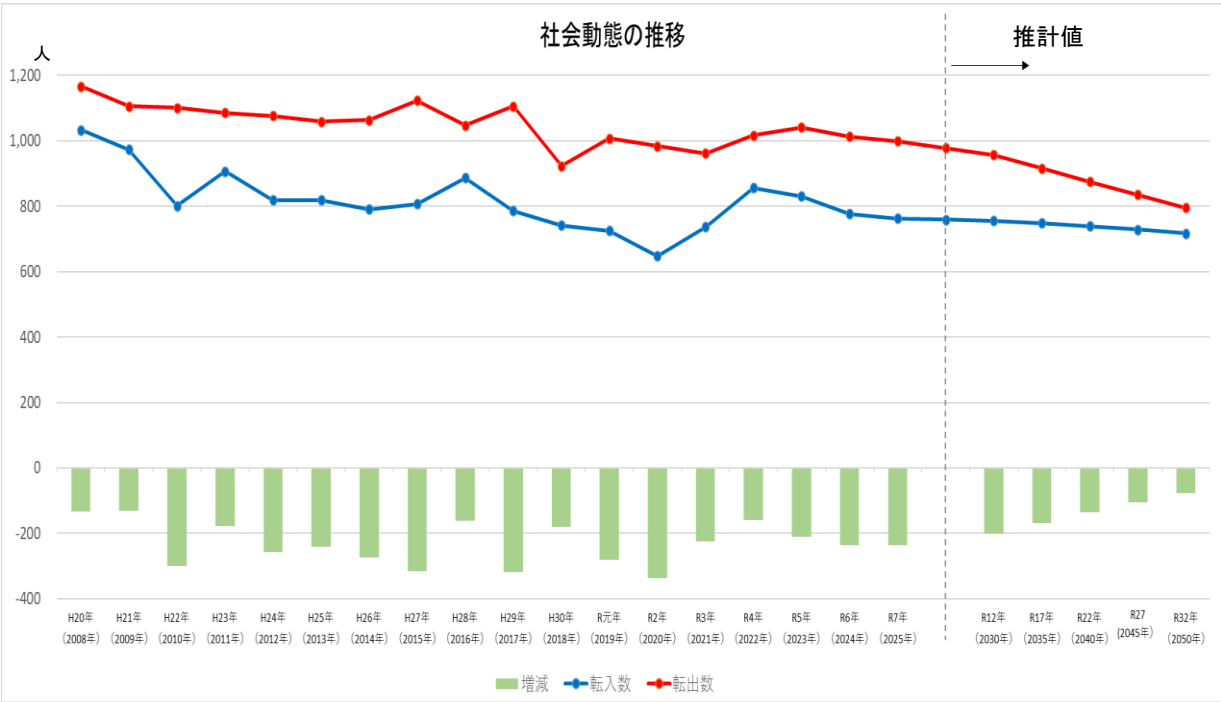
【実績】																		(単位:人)	
	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)	
出生数	332	353	336	309	276	281	286	247	246	244	215	209	195	165	176	130	148	134	
死亡数	676	695	689	695	718	677	675	716	719	683	693	713	725	725	764	825	793	824	
増減	▲344	▲342	▲353	▲386	▲442	▲396	▲389	▲469	▲473	▲439	▲478	▲504	▲530	▲560	▲588	▲695	▲645	▲690	

【推計】		(単位:人)			
	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
出生数	142	131	117	104	90
死亡数	638	603	575	538	493
増減	▲496	▲472	▲458	▲434	▲403

② 社会動態

人口の社会動態は、人口減少に伴って、転入者及び転出者とも減少傾向ですが、転出が転入を上回る社会減が続いています。しかし、直近5年の変化率を比較すると、転出より転入の割合がわずかに大きくなっており、将来推計では転入のほうが減少の傾向が緩やかになると見込まれます。

今後、若年人口の減少により、転入・転出者数とも減少することが見込まれることから、減少幅は徐々に縮小していくと推計されています。



資料：新潟県人口移動調査（基準日：各年10月1日）
（R12以降は社人研推計方法に基づく値）

【実績】 (単位:人)

	H20年 (2008年)	H21年 (2009年)	H22年 (2010年)	H23年 (2011年)	H24年 (2012年)	H25年 (2013年)	H26年 (2014年)	H27年 (2015年)	H28年 (2016年)	H29年 (2017年)	H30年 (2018年)	R元年 (2019年)	R2年 (2020年)	R3年 (2021年)	R4年 (2022年)	R5年 (2023年)	R6年 (2024年)	R7年 (2025年)
転入数	1,033	973	801	907	819	819	790	807	886	786	742	725	648	737	856	830	777	763
転出数	1,166	1,105	1,101	1,086	1,076	1,059	1,063	1,123	1,047	1,105	923	1,007	984	962	1,016	1,041	1,013	999
増減	▲133	▲132	▲300	▲179	▲257	▲240	▲273	▲316	▲161	▲319	▲181	▲282	▲336	▲225	▲160	▲211	▲236	▲236

【推計】 (単位:人)

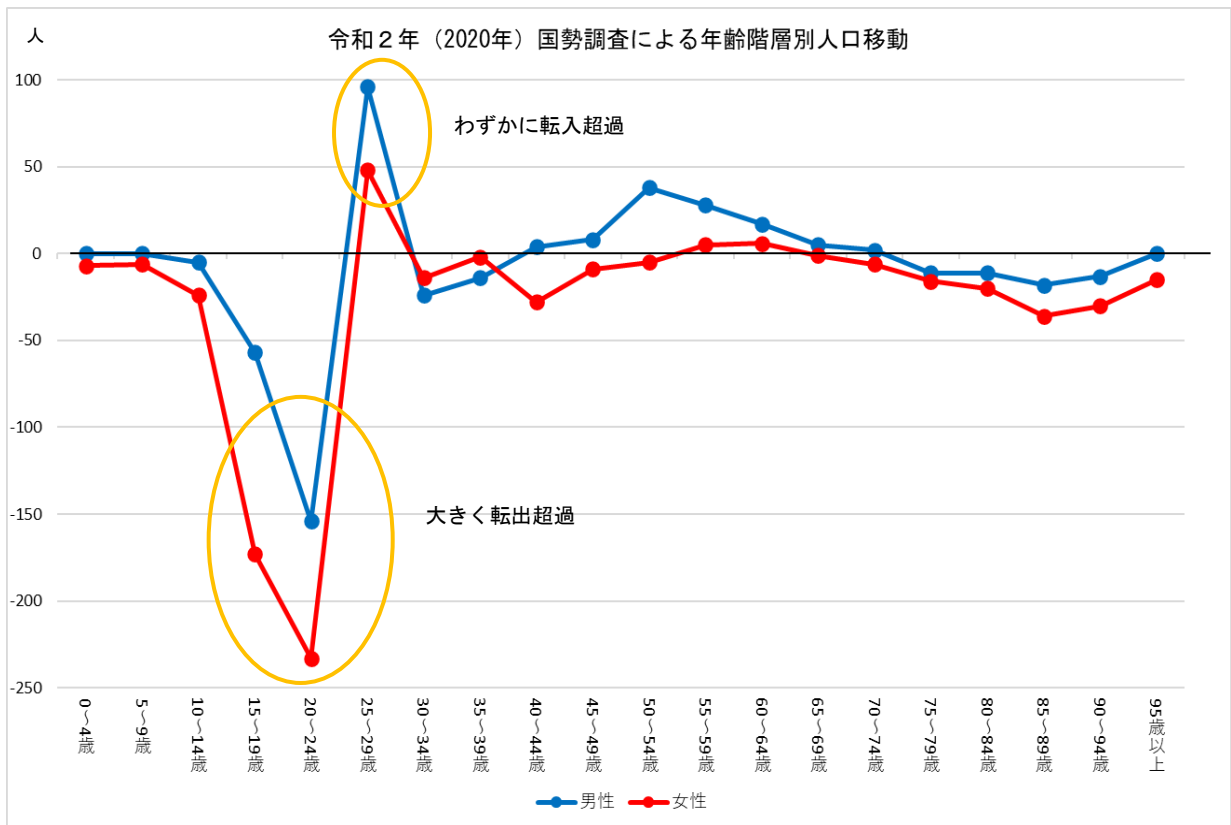
	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27 (2045年)	R32年 (2050年)
転入数	756	748	739	729	717
転出数	957	916	875	835	795
増減	▲201	▲168	▲136	▲106	▲78

③ 年齢階層別人口移動

本市の社会動態の年齢階層別の構造では、男女とも 15～24 歳になる時に転出超過が最も多くなり、その後、25～29 歳になる時に転入超過となる傾向がありますが、転入超過数が転入超過数を大きく上回っています。特に女性では、20 代前半までの転出超過者数に対して、20 代後半での転入超過者数の割合が約 2 割と若年層での人口流出傾向が顕著です。

なお、この傾向は前回の総合計画策定時（平成 27 年国勢調査の結果）とほぼ同様であり、当市の人口移動の状況を顕著に表すものとなっています。

また、全年齢を通じて、女性の方が男性よりも転出超過等による減少幅が大きい傾向があります。男性では、50 代から 60 代前半にかけて転入超過となっており、この傾向も前回同様となっています。



資料：国勢調査

(単位：人)

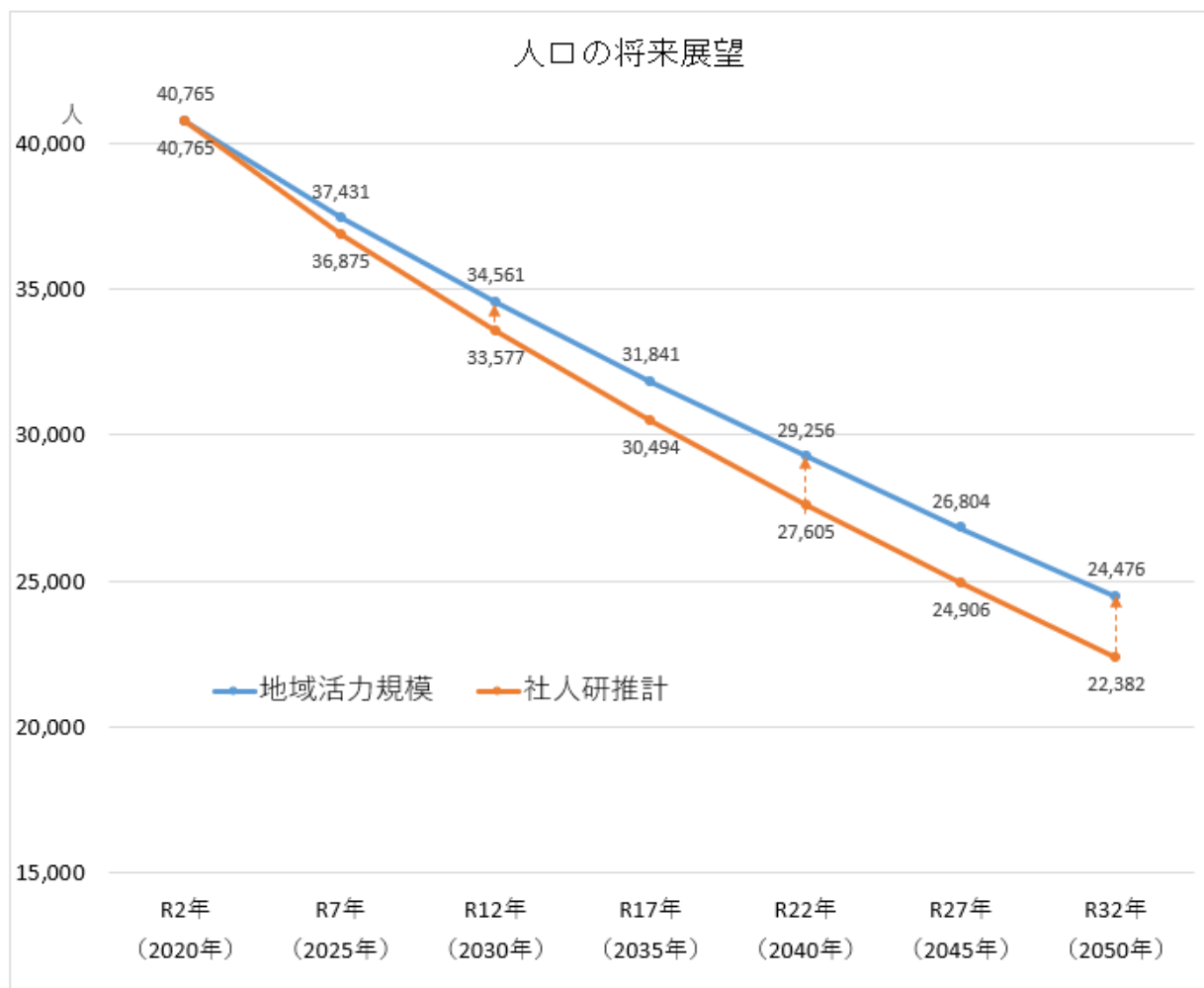
		0～4歳	5～9歳	10～14歳	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95歳以上
男性	転入	32	46	22	93	113	216	134	96	89	89	101	77	65	36	21	10	6	5	3	0
	転出	32	46	27	150	267	120	158	110	85	81	63	49	48	31	19	21	17	23	16	4
	増減	0	0	▲ 5	▲ 57	▲ 154	96	▲ 24	▲ 14	4	8	38	28	17	5	2	▲ 11	▲ 11	▲ 18	▲ 13	▲ 4
女性	転入	37	40	14	23	93	156	113	90	41	42	34	31	23	20	18	7	8	5	5	1
	転出	44	46	38	196	326	108	127	92	69	51	39	26	17	21	24	23	28	41	35	16
	増減	▲ 7	▲ 6	▲ 24	▲ 173	▲ 233	48	▲ 14	▲ 2	▲ 28	▲ 9	▲ 5	5	6	▲ 1	▲ 6	▲ 16	▲ 20	▲ 36	▲ 30	▲ 15
合計	転入	69	86	36	116	206	372	247	186	130	131	135	108	88	56	39	17	14	10	8	1
	転出	76	92	65	346	593	228	285	202	154	132	102	75	65	52	43	44	45	64	51	20
	増減	▲ 7	▲ 6	▲ 29	▲ 230	▲ 387	144	▲ 38	▲ 16	▲ 24	▲ 1	33	33	23	4	▲ 4	▲ 27	▲ 31	▲ 54	▲ 43	▲ 19

(3) 人口の将来展望

人口減少の流れは続くものの、本市が将来にわたり持続可能なまちを築くため、単に人口構造を変えることを目標とするのではなく、現に暮らす市民のあらゆる活動を活性化し、関係人口・交流人口・活動人口を増やすことで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させる方針への転換が必要です。

具体的には、子育て支援や高齢者の健康づくり等で市民満足度を高めるとともに、地域課題解決に参加する拠点や場を整備し、都市部や全国からの交流・滞在・参画を促進する必要があります。

これらの取組により、人口が推計どおり減少した場合においても、関係人口・交流人口・活動人口等の増加によって、経済活動や地域活動の規模と質を維持・向上させます。すなわち、活動人口等による地域への関わりを、人口減少を一定程度改善した場合に相当する人口規模換算の地域活力として捉え、推計人口を上回る活動・経済規模の実現を目指します。



	R2年 (2020年)	R7年 (2025年)	R12年 (2030年)	R17年 (2035年)	R22年 (2040年)	R27年 (2045年)	R32年 (2050年)
地域活力規模	40,765	37,431	34,561	31,841	29,256	26,804	24,476
社人研推計	40,765	36,875	33,577	30,494	27,605	24,906	22,382

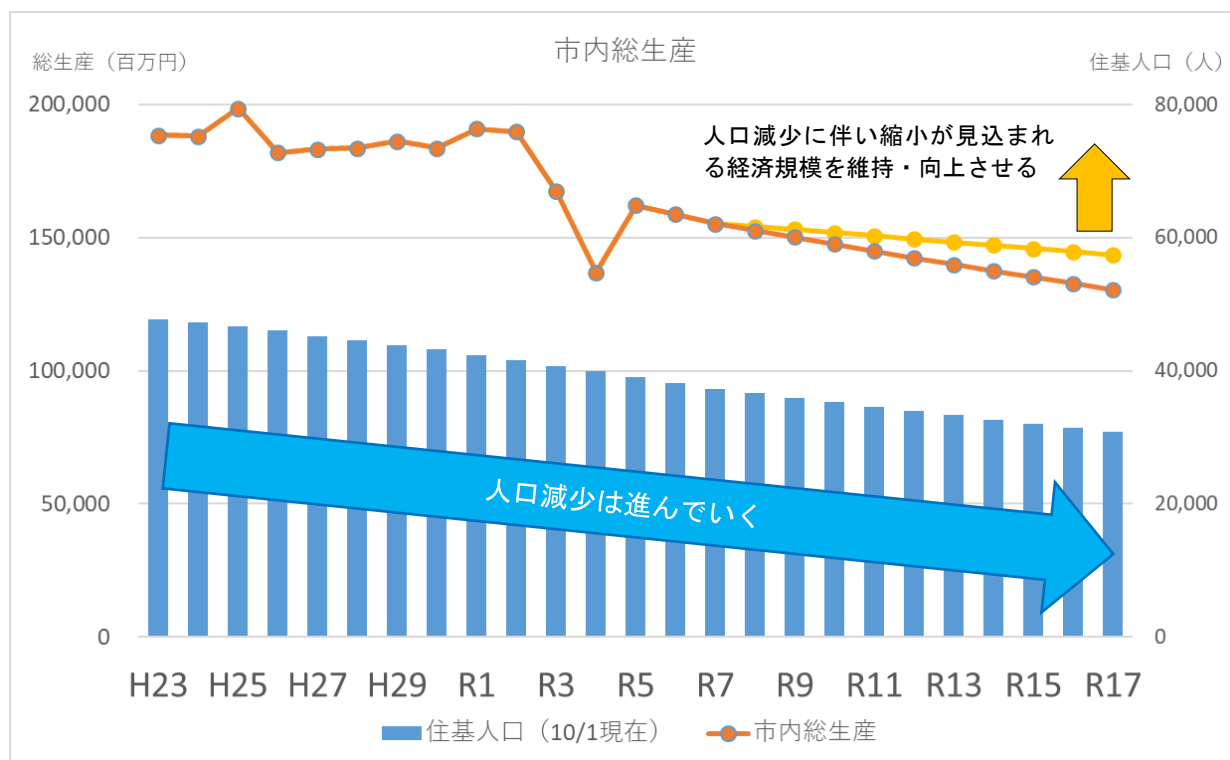
(4) 人口の将来展望による活動規模の維持・拡大

本市では、人口減少や少子高齢化が進む中であっても、まちの活力を維持・向上させるため、定住人口だけに着目するのではなく、関係人口、交流人口、活動人口を含めた人口規模換算の地域活力の確保を目指します。

地域外から継続的に人を呼び込み、学び、訪れ、関わり、活動する機会を広げることで、経済活動や地域活動の規模と質を維持・拡大し、地域に新たなにぎわいと価値を生み出します。

こうした人の流れを地域内の消費や交流、担い手の確保につなげることで、地域経済の循環を高め、市民が将来に希望を持ち、安心して暮らし続けられる環境を整えます。

これにより、「住みたいまち」「住み続けたいまち」の実現と、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。



5 土地利用

本市は、746.41 ㎥と広大な面積を有し、その多くは急峻な山林や原野などであり、総面積の95.0%を占めています。

土地は、限られた資源であり、市民生活、産業を支える共通の基盤となるものです。土地利用にあたっては、自然環境の保全を図りつつ、それぞれの地域特性に配慮した計画的な土地利用に努めます。

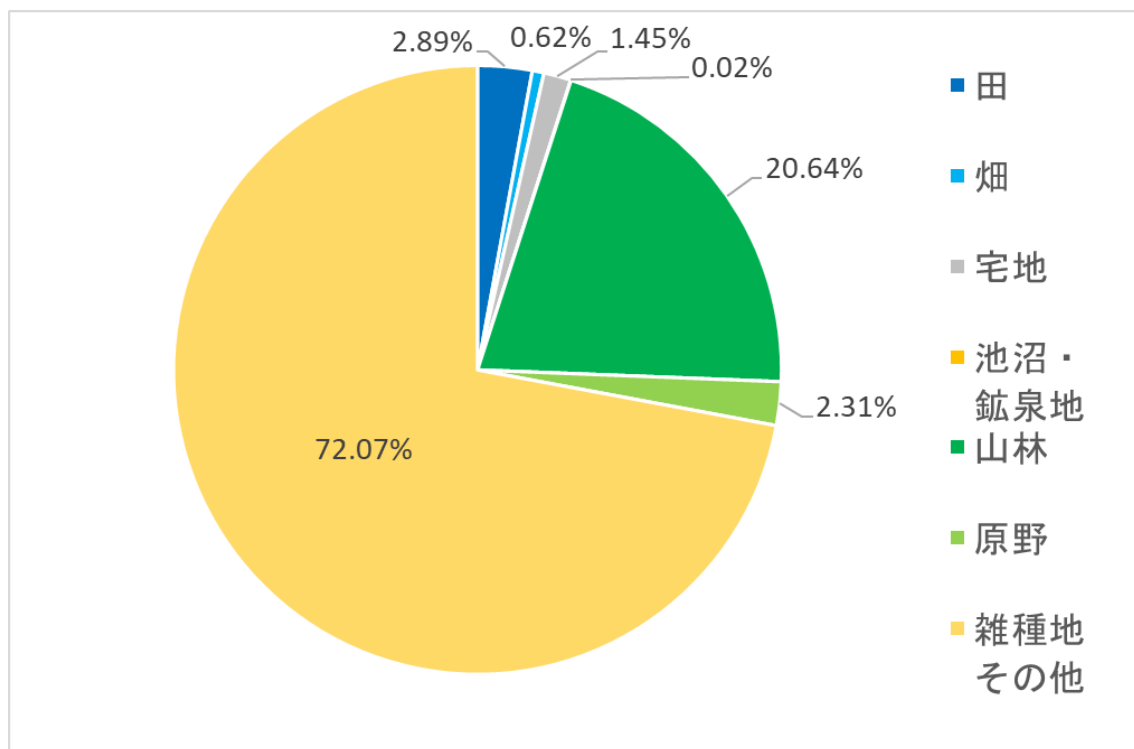
土地利用に関する基本的な事項については、国土利用計画（糸魚川市計画）で定めるものとします。

＜土地利用別面積（R8.1.1 現在）＞

（単位：㎥・％）

区 分	田	畑	宅 地	池沼・ 鉱泉地	山 林	原 野	雑種地 その他	計
面 積	21.58	4.63	10.80	0.14	154.08	17.24	537.94	746.41
割 合	2.89	0.62	1.45	0.02	20.64	2.31	72.07	100.00

資料：令和8年度固定資産税概要調書



＜土地利用の指定状況（R8.4.1 現在）＞

指定区分	面 積	指定年月日	備 考
糸魚川市都市計画区域	9,529ha	H19.10.30	内用途地域 1,049ha

指定区分	地域	面 積	指定年月日	備考
農業振興地域	能 生	10,279ha	S47.10.19	内農用地区域 1,790ha
	糸魚川	21,160ha	S46.10.4	内農用地区域 2,243ha
	青 海	1,588ha	S48.7.18	内農用地区域 107ha

資料：都市建設課・農林水産課

基本構想

(案)

1 まちづくりの基本方針

第4次総合計画は、「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を基本方針とし、世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次代へ希望をつなぐまちづくりを目指します。

第3次総合計画で築いてきた子育て、医療、生活基盤の充実は一貫して堅持しながら、人口減少という現実に向き合い、「縮充」の考え方を基本に据えます。縮充とは単なる縮小ではなく、将来に必要なヒト・コト・モノを見極め重点的に充実させ、地域の基盤と魅力を維持・深化させる発想です。

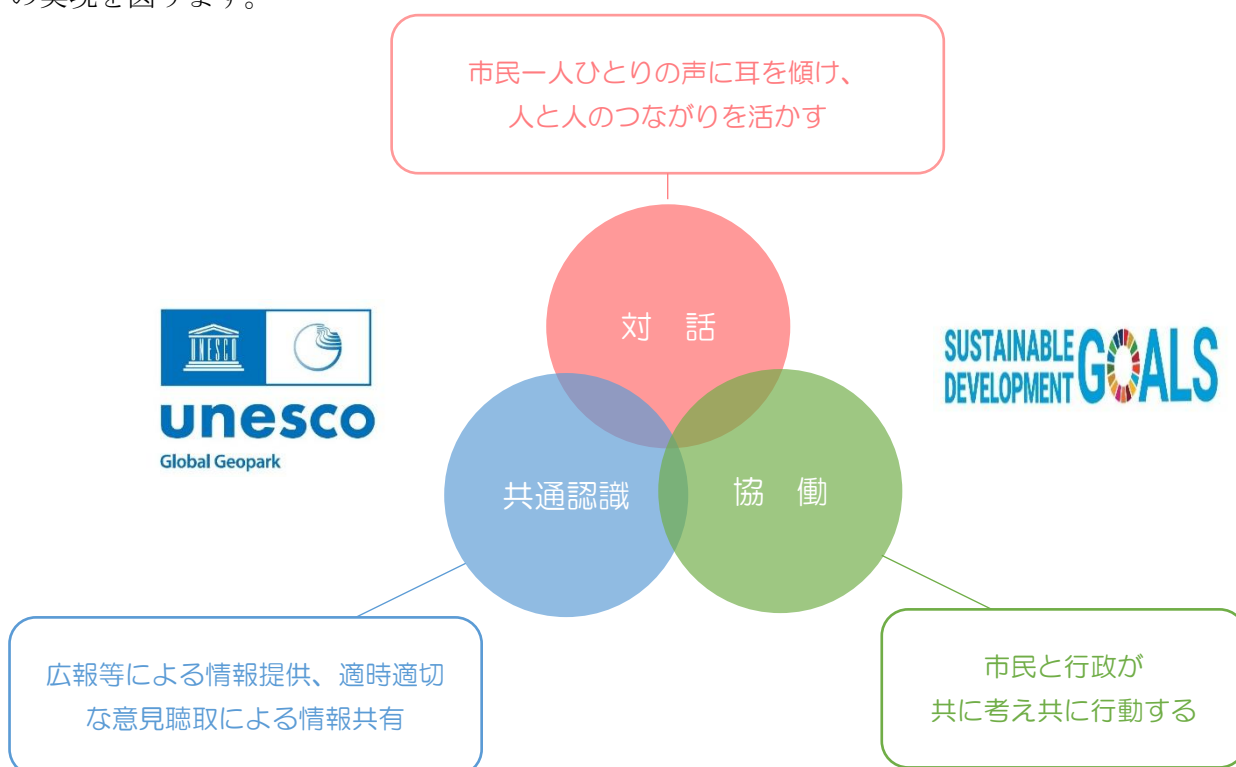
これを実現するため、まず10年先のあるべきまちの姿を思い描き、そこから逆算して今取り組むべき優先課題を明確にしていくバックキャスティングを行います。限られた財源・人材・時間を最大限に活かすため、選択と集中で重点分野へ資源配分を行い、地域の強みを磨きます。

これらのプロセスでは、市民、地域、事業者等、行政が継続的な「対話」を重ね、共通認識を形成することが不可欠です。対話を通じて価値観や優先順位を擦り合わせ、合意に基づく施策展開を行うことで、取組の妥当性と継続性を高めます。

また、これまで本市では、豊かな地形・地質、自然、文化を守り、次世代へ引き継ぐとともに、地域の魅力や学び、観光、産業、防災に生かしながら、持続可能なまちづくりを支える基盤として、ジオパーク活動に取り組んできました。こうした取組を一層発展させるためには、行政だけでなく、市民、地域、事業者など多様な主体がそれぞれの強みを生かしながら連携し、協働して地域資源を磨き上げていくことが重要です。ジオパーク活動とSDGsの実践は多様な主体による「協働」によってこそ効果を発揮するものであり、地域資源を磨き、教育・観光・産業・防災などの分野で相乗効果を生み出します。

これからのまちづくりでは、「縮む社会でも質を高める」ことを基本として、地域の魅力や強みを維持・深化させ、将来世代にわたって持続可能なまちを継承していきます。

対話・共通認識・協働を核としたこのアプローチにより、選ばれる地域、誇りを持てる地域の実現を図ります。



(1) まちの活力の維持・向上

第3次総合計画では、出生率向上や定住促進、若年層の定着支援、地域医療や公共サービスの維持といった「人口減少対策」を主要柱に着実に取り組んできました。

子育て支援や就業支援、移住・定住促進、地域医療体制の堅持、地域資源を活かした交流促進により一部の指標に改善が見られる一方、自然減と高齢化による人口構造の変化は継続しており、従来の増減重視の政策だけでは経済規模や社会活動の維持が困難であることが明らかになりました。

こうした現状を踏まえ、本基本構想は方針を転換し、将来の定住人口の縮小を前提に据えたまちづくりへとシフトします。

今後は、縮小する定住人口を補う形で、関係人口・交流人口・活動人口の拡大を通じて、経済活動と地域活動の規模及び質の維持・向上を図り、人口減少社会に適応した施策を推進します。

具体的には、人口推計に基づく需要見通しを基盤に公共サービスや施設の提供水準を柔軟に再編し、地域ごとの担い手育成や雇用機会の確保を通じて機能維持を図ります。

行政の役割は、地域資源の磨き上げとブランド化、受入基盤整備、協働の枠組み構築、デジタル技術による情報発信とマッチング、そして地域内で経済価値が循環する仕組みづくりにあります。

住民、地域、事業者等の多様な主体と連携し、参画の動機と持続性を高めることで、地域課題の解決と新たな価値創出を同時に進めます。こうした方向性により、縮小社会でも「にぎわい」と「地域力」を保ち、持続可能で魅力ある糸魚川の未来を築きます。

【目標達成指標】

指標	現状	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市内総生産 (縮小していく推計を1%改善)	1,691 億円 (R5)	1,544 億円 (+59 億円) (推計 1,485 億円)	1,507 億円 (+111 億円) (推計 1,396 億円)
地域の活動が積極的に行われていると思う 市民の割合	45.8% (R6)	50.0%	55.0%

(2) 住みたいまち、住み続けたいまちの実現

第3次総合計画では、市民の暮らしの安心と生活の質向上を図るため、こども医療費の無償化、経済的に厳しい世帯を支える住民税非課税世帯等への物価高騰対策、地域経済の利便性と循環を高めるための電子地域通貨「翠ペイ」の導入などに取り組み、暮らしの基盤の安定化と日常生活の利便性向上に努めてきました。

しかしながら、市民アンケートにおける「行政サービスにおける市民満足度」は、中間目標・前回結果とともに下回る結果となっていることから、市民一人ひとりが「糸魚川に住み続けたい」と感じられる暮らしを実現し、将来に希望を持てる地域社会の創造が必要です。

これからのまちづくりにおいては、生活の基盤が確保されることにより市民が安心して暮らせる環境を維持すること、地域の豊かな自然や歴史・文化といった魅力が日常の中で実感できること、世代を超えたつながりと支え合いが広がり、孤立を防ぐ社会的な基盤が整うこと、経済的な暮らしやすさと生活の充実が両立することを重視し、「人口が減少する時代でも、誰もが幸せに暮らせるまち」を目指します。

【目標達成指標】

指標	現状 (R6)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
住みやすいまちだと思う市民の割合	38.8%	50.0%	60.0%
これからも住み続けたいと思う市民の割合	60.9%	65.0%	70.0%
行政サービスに対する市民満足度	△0.65pt	0.00pt	0.10pt

(3) 次世代にやさしく責任のあるまちづくり

社人研の推計によれば、本市の人口は令和2年の40,765人から令和17年には約30,494人へと大幅に縮小する見通しであり、人口規模の急速な減少は確実です。加えて、令和6年度時点で本市の公共施設の1人当たり延べ床面積は8.08㎡と全国平均(3.90㎡)の約2倍に達しており、現行の施設配置と維持管理は将来の人口規模に照らして持続可能性を欠いています。これらの現実を直視し、将来世代に過大な財政的・社会的負担を先送りしないことが重要です。

具体的には、人口推計に基づく需要見通しを基盤に、公共施設やインフラの機能と配置を抜本的に見直し、統廃合・複合化・用途転換等を通じて延べ床面積の適正化と維持管理費の圧縮を図ります。

同時に、行政運営の効率化と財政運営の健全化を推進し、事業の優先順位と費用対効果を明確にすることで、限られた資源を将来にわたり有効に配分します。

加えて、将来にわたる安心の確保には財政基盤の強化が欠かせません。観光・教育旅行・産業観光の誘致による直収入・間接消費の増加、地域ブランドを活用した農林水産物や加工品の市外・海外市場への販路開拓、ジオパークを核とした国際的な交流プログラムや研究・教育ツアーの受入拡大などにより、外部からの資金流入を図ります。

また、市有財産の戦略的活用や公民連携による民間投資の誘導、地域通貨や地元消費促進策での経済循環強化も推進し、歳入構造の多角化を進めます。

これらの施策はいずれも行政単独では完遂できません。市民、地域、事業者等と行政が継続的に「対話」を重ね、課題認識と優先事項で「共通認識」を形成したうえで、実行段階では「協働」による合意形成を前提とします。

将来負担に見える化し意思決定の透明性と公平性を確保することで、持続可能な公共サービスと財政基盤を実現し、次世代にやさしく責任のあるまちづくりを行います。

【目標達成指標】

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
将来負担比率	34.5%	20.0%	0.0%
公共施設延床面積	304,817 ㎡	281,090 ㎡	257,363 ㎡
市民1人当たりの公共施設延床面積	8.10 ㎡	8.08 ㎡	8.06 ㎡

2 まちづくりの重点推進項目

世代を超えて誰もが安心して暮らせる地域を守りつつ、次世代へ希望をつなぐまちづくりを目指し定めた「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を達成するため、施策の大綱に掲げる6つの分野の中から特に「医療」「教育」「地域経済」の3点を重点推進項目として、本計画期間において重点的に取組を進めます。

重点推進項目 医療

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、新潟県の地域医療構想に基づき、必要な時に質の高い医療が受けられる体制の維持・充実は最優先課題です。市内の中核を担う糸魚川総合病院の経営基盤を強化し、救急や周産期・小児・高齢者医療などを包括した持続可能な医療提供体制を確立します。

医師・看護師等の人材確保・定着策を総合的に進め、働きやすく成長できる職場環境を整備します。併せて、在宅医療や地域包括ケアシステムとの連携を深め、保健・医療・福祉が切れ目なくつながる体制を構築します。また、健康づくりやフレイル予防を通じた市民のセルフケアを推進します。

さらに、地理的制約や通院困難を補う方策として、オンライン診療の導入と普及を進め、専門医との遠隔相談や定期受診を可能にして受診環境を整備します。

加えて、医療機関への移動手段確保は重要であり、高齢者や交通弱者向けの送迎サービス、交通支援ボランティアや地域公共交通の活用など多様な施策で通院の負担を軽減します。

これらを総合的に実行することで、市民の安心度を高め、地域への定住・定着を促進し、持続可能なまちづくりに寄与します。

重点推進項目 教育

本市の未来を担うこどもたちの育成のためには、幼児期から高校までの学びが途切れず、進路や地域での役割に直結する教育を確立することが不可欠です。少子化と人口減少が進む中でも、こどもたちが安心して学び、成長できる教育環境を整えるため、糸魚川市立学校教育環境整備方針に基づき、中学校区を単位とする小中一貫教育学校への移行を進め、教育の質と学びの連続性を確保します。あわせて、生徒一人ひとりの理解度や興味に応じた指導や学習支援を充実させ、量から質への転換を図ります。

その方向性としては、学校段階ごとの教育内容を見直し、小中高のカリキュラムを横断的に連携させることで学びの連続性と深化を図ります。具体的には、地域と連動した探究型学習を充実させ、ジオパークや地域産業、自然環境などを教材とした課題解決型学習（PBL）を体系化することで、「地域で学ぶこと自体に価値がある教育」へ転換し、教育の魅力向上を図ります。

あわせて、キャリア教育を、職業体験にとどまらず、企業や地域課題と連動した「地域で働く意味や価値」を実感できる学びとして再設計するとともに、専門性を高める選択科目の整備に加え、オンライン・外部連携による教育機会の拡張により、選択科目や専門性の確保が課題

となる中であっても、地域にしながら多様な学びを得られる教育基盤を構築します。

また、進学や就職で市外へ出た若者との継続的な関係づくりを重視し、地域への愛着を維持・醸成する仕組みを推進します。

今後、新潟県において県内高校の再編が検討されている状況を踏まえ、将来にわたり市内高校の魅力ある学習環境の維持や地域の人材育成と地域社会の持続に資する役割を果たせるよう支援し、こどもたちの連続した学びが地域の活力につながる教育循環を目指します。

重点項目 地域経済

持続可能なまちづくりの基盤として、安定的な雇用の確保と地域産業の活性化が重要です。本市の地域特性を最大限に生かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定と「強い経済」の構築を図るため、自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を進めます。

産業を支える人材の育成と確保により、地域で働き続ける環境を整備し、地元での就労と定着を促進するとともに、社会変化等に対応するための支援を行い、強い事業基盤の構築を推進します。

あわせて、大学等との連携により、学生や若者が地域で学び、実践活動ができる機会を創出します。これにより、多様な交流人口を呼び込むとともに、地域との継続的な関わりを持つ関係人口の裾野を広げ、地域課題に関心を持つ関係性を育みます。こうした繋がりを次世代の担い手育成や将来的な創業の契機とし、活気ある地域経済の循環を目指します。

こうした取組に加え、豊かな自然、独自の地形・歴史・文化、地域の食など本市の特色を核にしたブランディングと魅力発信を強化し、観光・交流・教育旅行・研究ツーリズムの受入拡大で活動人口と消費を拡大します。

さらに、首都圏からのアクセス改善を生かし、ふるさと住民登録制度も見据えた二地域居住やワーケーションの受入れを進め、関係人口の拡大と地域との継続的なつながりの強化を図ります。

また、空き家の増加への対応として、移住者向け住宅やチャレンジショップ、地域活動の拠点などへの活用を進め、住まいと起業・挑戦の場を確保することで、移住・定住の促進と地域の活性化につなげます。

このほか、外貨獲得の観点から、農林水産物・加工品の市外・海外市場への販路開拓、地域ブランドの海外発信、国際ジオツーリズムや教育・研究連携による宿泊・滞在需要創出を推進し、外部資金の流入を図ります。

地域内の人的つながりやコミュニティの力を活かし、地域資源を商品・体験・学びに結びつけることで、経済の裾野を広げ、にぎわいと持続的な成長を実現します。

3 目指すまちの将来像

本市は「翠」に象徴される豊かな自然と海山の恵み、翡翠にまつわる歴史文化、そして東西の結節点としての交流の伝統を礎に発展してきました。

過去から現在にかけて、地域資源と人々の英知・創意工夫により「交流」を核としたまちづくりを進め、訪れる人と住む人が相互に支え合う文化が育まれてきたことを深く誇りに思います。

これらは「さわやか」に人を受け入れ、「すこやか」に市民の暮らしを支え、「輝き」として地域の多様な資源が共鳴する糸魚川の原点です。

しかし一方で、人口減少と少子高齢化は現実の課題として私たちの前にあり、将来世代に過大な負担を先送りしない持続可能なまちづくりへの転換が求められています。

第4次総合計画では、これまでの将来像に込めた思いを受け継ぎながら、「縮充」の発想によって、単なる規模の縮小を受け入れるのではなく、地域にとって本当に必要なヒト・コト・モノを見極めて重点的に充実させることで、質を高めていくことを目指します。

持続可能性を担保するための財政基盤強化を図りながら、観光・教育・研究・産業などを横断する取組で地域ブランドを磨き、地域資源を価値化して域外・全国に発信することで、地域経済の裾野拡大を図ります。

さらに、教育や産学連携を通じて若者や大学生等の活動人口を増やし、多様な担い手が挑戦し定着する風土を醸成します。

継続的に「対話」を重ね、「共通認識」の上に立ち、「協働」の考えに基づいて市民一人ひとりが主体的に活動することで、あらゆる活動を活性化し、暮らしに潤いをもたらします。

柔軟な発想で自ら変わり、地域を変えていく力を育むことにより、自然と文化が輝き続ける活力ある地域を築き、世代を超えて誰もが安心して暮らせる、誇りある糸魚川の未来を次世代へつなぎます。

こうしたまちづくりを目指すため、本市が目指すまちの将来像を次のとおりとします。

ひとがつながり 未来を育む 共創のまち

まち まち
～糸魚川を知り、糸魚川と共に生きる～

（将来像に込めた想い）

将来像には、まちづくりの原点を人と人とのつながりに置き、住民同士が支え合い、世代や立場を超えて交流しながら、地域の中でそれぞれの役割を担うまちを目指す思いを込めています。人口減少や高齢化、担い手不足などの課題に向き合い、一人ひとりが地域を知り、関わり、力を合わせることで、安心と希望のある未来を次の世代へつないでいきます。多様な主体がともに考え、行動し、まちを創る、参加型・協働型のまちづくりを表しています。

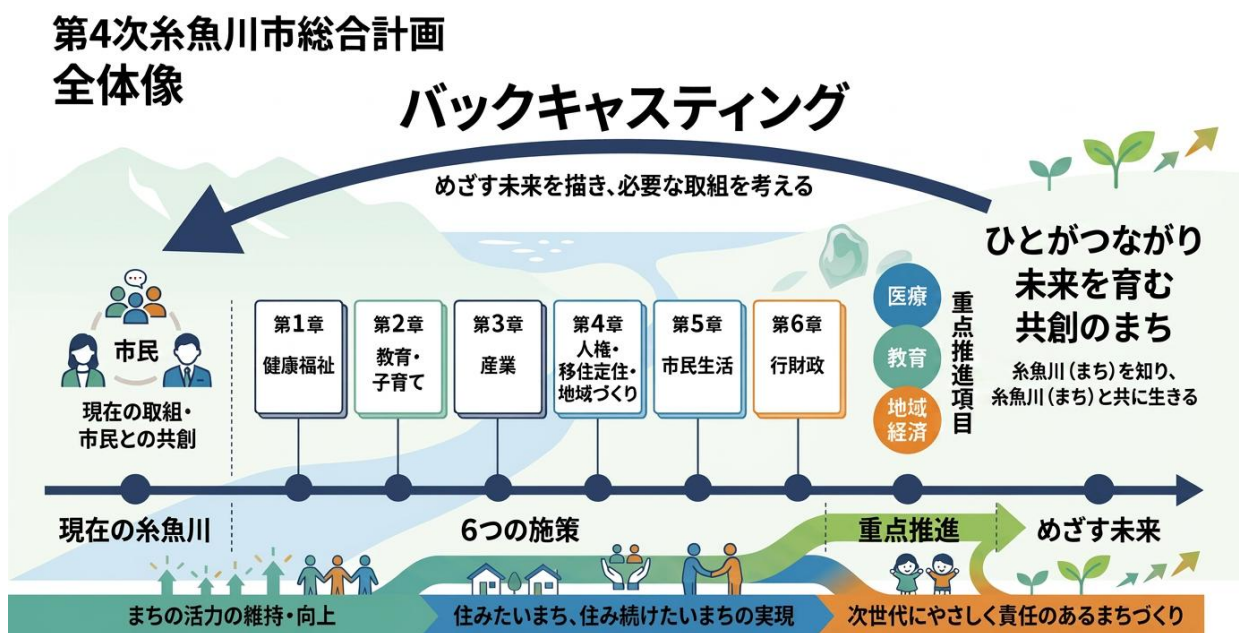
副題には、地域の歴史、文化、自然、産業、人々の営みを知ることを出発点として、まちへの愛着や誇りを育み、地域の課題や未来を自分ごととして捉える思いを込めています。まちと人が互いに支え合い、ともに成長していく姿を示しています。

4 計画の全体像

第4次糸魚川市総合計画の推進に当たっては、目指すまちの将来像「ひとがつながり 未来を育む 共創のまち」の実現を目指し、市民や事業者、地域団体と行政が対話を重ね、共通の理解に立って協働で活動することを通して、一人ひとりが変化を受け入れて挑戦し主体的に取り組む力を育て、豊かな自然や文化が輝き続ける元気な地域を次の世代へつないでいきます。

「まちの活力の維持・向上」「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」「次世代にやさしく責任のあるまちづくり」を基本に、人口が減る現実を踏まえて、必要な機能をしっかり残しながら重点的に充実させる「縮充」の考え方で進めます。

「医療」「教育」「地域経済」の重点推進項目とし、6つの分野ごとに取り組むべき施策を展開することで、分野を超えた連携で地域資源を磨き、地域内循環・地域活性化を図りながら、公共サービスの最適化を進め、暮らしやすく誇りある糸魚川の実現を目指します。



5 施策の大綱（まちづくりの基本目標）

まちの将来像「ひとがつながり 未来を育む 共創のまち」の実現に向け、6つの分野ごとに基本目標を設定しました。

第1章 いきいき共生のまちづくり ー住み慣れた地域で安心して暮らすー

高齢化が進む中、保健・医療・福祉の連携強化と地域ぐるみの支え合いが一層重要となっています。本市は、誰もが住み慣れた場所で自立し生きがいを持って暮らせることを基本に、地域医療の持続性確保（基幹病院への各種支援、救急体制の維持、医療人材の確保）と市内どこでも途切れない診療提供（オンライン診療・訪問診療）を推進します。

同時に、積極的な健康増進と重症化予防の取組により健康寿命を延ばし、医療費抑制・介護負担軽減・事業継続支援につなげます。住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を推進し、地縁型コミュニティや小規模支え合いを活性化して、住民一人ひとりが支え合い、ともに築く共生社会を目指します。

国・県の施策やデジタル技術などを活用し、安心して持続可能な地域づくりを実現します。

第1節 安心できる医療体制の維持

新潟県の地域医療構想に基づき、県や関係医療機関と連携し、上越地域全体に必要な医療機能を維持できる体制づくりを進め、市内の中核を担う糸魚川総合病院の経営安定化を支援します。遠隔診療・オンライン診療の導入や訪問診療の拡充により、市内どこでも医療が途切れない体制を整備するとともに、救急搬送や受入れの連携を強化し、緊急度に応じた適切な対応により救急医療を維持します。

医師・看護師等の確保及び定着を図るため、勤務環境の改善、研修体制の充実、地域枠の活用並びにUターン支援等の施策を推進し、必要な医療が適切に提供される持続的な地域医療ネットワークを目指します。

第2節 健康づくりの推進

健康寿命の延伸と不健康期間の短縮を目指し、積極的な健康増進と重症化予防の取組を強化します。若い世代から健康的な生活習慣が定着するよう、運動を楽しみながら実践できる体制づくりと食育の推進に取り組みます。

疾病の早期発見と予防の徹底のため、受診しやすい健（検）診体制の整備、健（検）診結果を活かした健康教育や個別支援の充実を図ります。

働き盛り世代の健康づくりや高齢者のフレイル予防など、世代に応じた健康課題に対し、国、県、医療機関など様々な関係機関と連携し、保健事業の充実を継続します。

第3節 高齢者への支援

保健・医療・福祉を一体化し、生きがいと支え合いを基盤に、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられる環境を整備します。地域包括支援センターを中心に在宅医療・介護・生活支援を連携させ、運動・栄養・社会参加プログラムで健康維持を支援します。

高齢者が地域活動や共同事業で貢献できる場を拡充し、生涯現役を目指すことで健康寿命を延ばします。また、地域における持続可能な介護提供体制を維持するため、介護人材確保やICT・介護ロボット等の導入を推進し、住民が安心して暮らせる地域を目指します。

第4節 地域で支え合う福祉の推進

地縁型コミュニティを強化し、顔が見える小規模単位での支え合いを基盤とした福祉体制を充実させます。ワンストップ相談窓口や地域コーディネーターを整備し、住民が自ら地域課題を「自分事」として主体的に解決に関わる仕組みを促進します。多様な世代・主体が互いに役割を担いながら連携することで、誰もが自分らしく暮らし続けられる「一人ひとりが関わってつくる地域共生社会」を目指します。ボランティア育成や自治組織支援、災害時の福祉対応も強化します。

第2章 つながる学び、つなぐ未来 —地域で支え育む人づくり—

児童生徒数が減少する中においても、安心して子を産み育てられる地域、未来を担うこどもたちにとってより質の高い教育が提供される環境をつくります。

現在の中学校区内に、小学校と中学校を同じ学園とする小中一貫教育学校を設置し、小学校と中学校の接続を円滑にすることで、児童生徒の発達段階に応じた教育を継続的・系統的に行います。

乳幼児期から18歳までの切れ目ない支援を充実させ、地域資源（自然・産業・歴史）を活用した体験学習やICTを活用した学びで、多様な教育機会を保障します。

高等教育機関や企業との連携により「学び」と「仕事」を結びつけ、進路実現と地域定着を促進します。

保健・医療・福祉・教育が連携するワンストップ支援や地域の見守りネットワークを整備し、子育て世代の孤立を防ぎ、誰もが公平に支援を受けられる体制を確立します。

郷土への愛着と自己肯定感を育み、未来を担う人材を地域全体で育てます。

第1節 0歳から18歳までの子ども一貫教育の推進

乳幼児期は、心身の健やかな育ちの土台となる時期であり、愛着形成や基本的な生活習慣の定着がその後の学びと成長に大きく影響します。本市では、市営幼稚園・保育園を中心に、家庭や地域と連携しながら、質の高い保育と幼児教育を一体的に提供し、小学校教育へ円滑につながり取組を進めてきました。こうした乳幼児期からの切れ目のない支援は、本市の大きな強みであり、全国的にも誇ることでできる子ども一貫教育の基盤です。

学童期・中高生期においては、心身の健康と基礎学力、探究力を育成し、学んだことを表現・発信する場を設け、一人ひとりが自分の考えに自信を持ち、他者と伝え合い協働して課題を解決する力を育てます。国のGIGAスクール構想や学習指導要領の改訂を踏まえ、一人一台端末を活用して、個別最適な学びを保障します。

地域の豊かな自然・産業・歴史を教育資源として生かし、ふるさとジオパーク学習や地域課題解決型学習を通じて、郷土への愛着と誇りを育むとともに、海外派遣を通して国際感覚を身につけたいという意欲を支援します。学んだことを表現・発信する場を設け、一人ひとりが自分の考えに自信を持ち、他者と伝え合い協働して課題を解決する力を育てます。

高等学校、大学、企業と連携し、インターンや職業教育、地域産業と結ぶキャリア教育を充実させることで、「学び」と「仕事」をつなぎ、進路実現と地域定着を促進します。

第2節 こどもを産み育てやすい環境の整備

妊娠・出産から子育て期まで切れ目なく支える体制を整備し、子育て世代が孤立しない「地域で見守る」仕組みを定着させます。

保健・医療・保育・教育・福祉が連携するワンストップ相談を推進し、住民・NPO・企業が参画する見守りネットワークを強化します。

公民館や学校、企業施設等の既存空間を子育て支援拠点として開放・整備し、多様な受入れや交流・支援プログラムに活用します。

全てのこども（障がいの有無や特性を問わず）に公平で質の高い支援が届くよう療育・相談体制や訪問支援を充実させるとともに、企業との連携により福利厚生や柔軟な勤務制度で親の就労を社会全体で支える取組を加速します。

第3節 生涯学習の振興

大人も生涯にわたる学びやスポーツの継続、あるいは学び直しやスポーツへの再チャレンジができる環境を整えます。

職業能力の向上や地域課題解決型講座、大学・企業・地域団体との連携プログラムを拡充し、働き直しや起業支援を後押しします。

図書館や公民館を学びのハブとして整備し、社会教育を通じた世代間交流を促進します。

市民が自然・産業・歴史など地域資源を教材に学び、学びの成果を発信することで郷土への愛着と誇りを育みます。自己肯定とふるさと肯定が重なり合うことで住民の幸福度を高め、学ぶ・生かす・つながる循環型の生涯学習社会を構築します。

第4節 文化の活用と振興

芸術文化の創造と鑑賞機会を拡充し、市民の表現活動と参加を多面的に支援します。

自然・地形・歴史・産業といった糸魚川独自の地域資源を教材とした文化プログラムや伝統文化の継承事業を推進し、分野を横断して連動させ、交流人口拡大と地域経済の活性化を図ります。

デジタルアーカイブやオンライン配信を活用するなど時代に沿ったアウトプットを行い、市民の心の豊かさや自己肯定感、ふるさと肯定感を育み、住民が誇りを持って郷土を愛する気持ちを醸成します。

若年層の参画促進や世代間交流を重視し、地域文化を核とした持続可能なまちづくりを目指します。

第3章 魅力と活力あるまちづくり ―地域資源でつなぐ未来経済―

「しごと」が人を呼び込み「まち」に活気を生むことを重視し、産業振興と雇用確保をにぎわいあるまちづくりの中核とします。

ジオパークの大地が育んだ歴史や文化を活かした魅力発信により交流人口・関係人口を拡大するとともに、地域産業の生産技術・加工技術を磨いて高付加価値化を図り、地場製品のブランド力と生産者所得を向上させます。

姫川港や広域幹線の物流基盤整備と、糸魚川・能生・青海それぞれの特色を活かした産業振興で、持続可能で多様な経済循環を構築し、地域のにぎわいと定着を図ります。

第1節 活力ある産業の振興

既存事業の持続的な発展と地域産業の高度化・生産性向上を両輪で進め、地域経済の競争力を高めます。創業支援や事業承継、研究開発、デジタル化への支援により、高付加価値な商品・サービスの創出と新産業の育成を図るとともに、サテライトオフィスやテレワークの整備を通じて、二地域居住者や関係人口の地域経済への参画を促し、若者の定着と雇用機会の拡大につなげます。また、姫川港や広域幹線の物流機能を強化し、流通基盤の充実を図ります。

観光と地域産業が連携し、ヒスイや「石のまち糸魚川」、世界ジオパークなどの唯一無二の地域資源を活かした「糸魚川ならではの」のブランドを確立します。体験型観光や教育旅行、宿泊を伴う滞在型観光、インバウンドの拡大を進めるとともに、観光ガイドの育成、二次交通、多言語案内、キャッシュレス決済などの受入環境を整備します。事業者と連携した地場商品・土産品の商品開発や販売促進により、観光消費を宿泊・飲食・小売・製造業などへ波及させ、ふるさと納税やデジタルマーケティングも活用しながら、糸魚川のファンと再訪者の増加、持続的な経済循環を目指します。

若者・女性・高齢者・障がい者に加え、関係人口や二地域居住者など、多様な担い手が活躍できる雇用環境を整備します。企業の待遇改善やテレワーク、柔軟な勤務制度の導入を支援し、「働く」と「暮らす」の双方が充実する地域を目指します。産業界、教育機関、ハローワーク、地域団体等と連携し、リスキリングやデジタルスキル研修、インターンシップ、副業、起業など、多様な仕事と挑戦の機会を創出します。中小企業の人材確保・定着や移住者の就業を支援し、持続可能な雇用基盤を強化します。

創業支援や事業承継、研究開発・デジタル化支援により高付加価値商品・サービスを創出し、新産業の芽を育てます。

第2節 農林水産業の振興

新規就業者や事業継承、兼業者も含めた多様な担い手の確保・育成により、持続可能な生産体制を構築します。

スマート技術・省力化技術の導入や、基盤整備、農地・山林の集約化を促進し、経営規模の拡大、担い手の作業効率と所得の向上を図るとともに、中山間地域などの条件不利地の農地維持や森林の適正な管理を推進します。

糸魚川産農林水産物の高付加価値化を促進し、市場出荷の増加を図るとともに、市民の地場産品への愛着形成と積極的な情報発信により、地産地消の取組を促進します。

第4章 つながる力で育む地域の未来 ー若者と多様な担い手が創る協働の社会ー

多様な個性と背景を持つ全ての人が互いを尊重し、誰一人取り残されない包摂的な地域社会を目指します。

人口減少・高齢化に伴う自治組織の担い手不足や役員負担の増大を踏まえ、自治会や地域組織の統合・再編、業務のスリム化・デジタル化による負担軽減を支援するとともに、若者を含む次世代リーダーの育成と地域活動人材の拡充に取り組みます。

市内に大学等がない現状を踏まえ、現在連携している大学との交流を深めるとともに、大学生等が学び、活動できるフィールドの提供を通して、職業体験や地域課題の解決に向けた実践的なプログラムを推進します。学生が継続的に来訪し、活動しやすい滞在環境や受入体制を整えることで、若年層との交流や大学の知見を地域づくりに活かします。

また、公民館からコミュニティセンターへの移行を契機に、地域住民が主体的に運営に関わる「地域運営の拠点」として再構築し、社会教育機能と地域づくり機能を融合させます。

市民・地域・行政が対等なパートナーとして協働し、市民自らが課題を発見・解決する自主自立のまちづくりを進めるとともに、移住・定住と若者の定着を進めながら、地域を支える「活動人口」の層を厚くし、誰もが安心して住み続け、地域で輝き共に活躍できる持続可能な地域社会の実現を目指します。

第1節 地域で活躍する人材の支援

多様な出会いとつながりの場を創出して市民が郷土に誇りを持ち、生き生きと活躍できる環境を整えます。

コミュニティセンターを地域交流の核と位置付け、地域交流イベントやオンラインプラットフォームを活用したネットワークづくりで市内外の人材と地域をつなぐとともに、市民が自らの関心・特技を活かして地域活動に参加できるマッチングの仕組みを整え、多様な人材が活躍できる入口を広げます。

また、大学等との連携により、学生が市内で地域課題の調査や職業体験、地域活動に継続的に取り組める機会を創出します。地域住民や企業等との協働による実践的な学びを通して、学生の地域への理解と関わりを深めるとともに、滞在・活動しやすい環境と受入体制を整えます。

こうした取組を通じて、若者のUターン機運を醸成し、関係人口の創出から移住・定住、地域参画へと段階的につなげることで、地域で活躍する人材の確保・育成と担い手の拡充を図ります。

第2節 自主自立の市民活動の推進

市民・地域・行政が対等に連携し、市民自らが主体となって地域課題の解決に取り組む基盤を強化します。若者を含む多様な人材の発掘・育成を進め、地域活動への参画機会の創出や活動の裾野の拡大を図り、地域を支える活動人口の創出を進めます。

自治会の役員不足や負担増に対応するため、組織の統合・再編を進めるとともに、事務のデジタル化で運営の負担を減らします。防災や見守り活動は、近隣の自治会同士との連携やデジタル技術の活用、消防団・企業等の協力を得ながら、地域全体で支え合う仕組みをつくります。

また、公民館からコミュニティセンターへの移行を進め、自治会との連携を図りながら、地域の課題解決に取り組む人材の育成を行い、地域住民が中心となる運営体制を整備します。また、社会教育に加え、防災、福祉、世代間交流等の地域活動を支える拠点としての機能を高め、コミュニティセンターを核とした地域づくりを推進します。

第3節 一人ひとりが尊重される社会の実現

国の人権政策や多文化共生の流れを踏まえ、一人ひとりが尊重される包摂的な社会を目指します。

学校や生涯学習、職場研修等で差別や偏見をなくす人権教育を強化し、市民や地域団体と連携した啓発活動で地域の人権意識を高めます。

人権擁護委員や相談窓口を中心として、男女共同参画、障がい者・高齢者・LGBTQ+・外国にルーツのある人々への情報提供や支援を推進し、多様性を尊重する地域社会の定着を図ります。

第5章 くらし支える基盤と地域力 ー協働で築く安心・快適なまちー

本市の豊かな自然と住環境を次世代へ継承するため、ハード整備とともに市民一人ひとりの環境意識・防災・防火・防犯意識の醸成を柱に据えたまちづくりを進めます。

人口減少を見据えた都市計画に基づき、宅地や公園、若者・子育て世代が暮らしやすい中心市街地及び中山間の小さな拠点等を機能的に形成するとともに、老朽インフラは計画的に更新・統廃合して持続可能な水準へ最適化します。

ガス・上下水道等の事業運営は持続性を確保し、道路・公共交通網は市民・事業者と協働で維持・活性化を図ります。

ごみ減量と資源循環、脱炭素や生物多様性保全を進め、ICT活用によるスマート除雪や多様な情報発信により災害や火災に強く安全・安心で快適に住み続けられる地域を実現します。

第1節 防災対策の推進・地域防災力の向上

自助・共助・公助の考え方の下、市民一人ひとりが「自らの身は自ら守る」という意識を持ち、平時から災害に備えることができるよう、防災訓練や防災・防火意識と火災予防の啓発に取り組みます。

自治会・自主防災組織と行政が連携し、地域における防災体制の充実を図るとともに、地域の実情に応じた防災リーダーの養成・育成を推進し、災害時において中心的な役割を担う人材の充実を図ります。

消防・警察・医療機関等の関係機関と連携し、災害発生時の初動対応や災害時要援護者支援、消防救急活動を迅速かつ確実に実行できるよう、必要な人員・施設等を効率的かつ効果的に整備し、平時から消防救急体制と連携体制の充実強化に取り組みます。

第2節 暮らしやすい生活基盤の整備

地域公共交通事業者の運転手確保を促進するほか、地域での共助による移動手段の確保など、市民、交通事業者、行政が協働し、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通網の構築を目指します。

機能的で効率的な生活圏を形成し、中心市街地や中山間の小さな拠点を整備して、若者・子育て世代を含む全世代が快適に暮らせる環境をつくります。

老朽インフラは計画的に更新・統廃合して最適化し、道路の維持管理や地域公共交通網の維持・活性化を市民・事業者・行政が協働で推進します。

ガス・上下水道は事業譲渡や包括委託による持続性の確保を図り、空き家対策や住環境整備で快適で安心な生活基盤を実現します。

第3節 安全・安心な市民生活の保護

地域コミュニティを防犯・防災の基盤とするまちづくりを推進します。自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防災・防犯意識の向上を図り、地域による自主的な活動を推進します。

交通安全対策や高齢者移動支援に加え、ICTを駆使したスマート除雪で豪雪期の安全・生活継続性を確保します。

消費者相談やデジタルリテラシー向上支援も充実させ、市民参加による主体的な安全・安心な地域社会を目指します。

第4節 自然・環境の保全と未来への継承

国の気候変動対策・生物多様性戦略を踏まえ、自然環境の質を維持し次世代へ継承します。

廃棄物の発生抑制・分別・資源化を一層推進して、ごみの減量化と資源循環を定着させ、環境負荷の少ない暮らしを実現します。

脱炭素社会に向けた取組を推進し、地域資源の価値を活かした循環経済の構築を目指します。

市民参加の保全活動や環境教育で意識を高め、クマ・イノシシ等の鳥獣被害対策は個体数管理・生息地対策・防護対策を総合的に実施し、共生と被害抑制を図ります。

第6章 市民とともに進める効率的な行財政運営 －資源最適化と信頼のガバナンス－

市民誰もが将来に安心を感じられる持続可能なまちづくりを支えるため、将来に負担を先送りしない健全な行財政運営を推進します。

現代を生きる私たちが責任を持って行政サービスの見直しを行い、縮小する状況下でも「充実」を重視して、市民一人ひとりが自分らしい生き方・暮らしを大切にできる行政を目指します。

デジタル化とE B P M（証拠に基づく政策立案）による効率化、公共施設の機能集約・広域連携、受益者負担の適正化、職員の専門性向上と市民・地域との共創で信頼される持続可能な行政体制を構築します。

第1節 積極的な行政改革

人口減少・少子高齢化や価値観の多様化、デジタル化の進展など社会経済環境の変化に対応し、将来に負担を先送りしない持続可能な行政運営を実現するため、積極的な行政改革を推進します。行政サービスの見直しを不断に行い、公共サービスの目的やあり方を再確認しながら、縮小する状況下でも「充実」を重視し、市民一人ひとりが自分らしい生き方・暮らしを大切にできる行政へ転換します。

あわせて、民間・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら連携する「共創」によるまちづくりを進め、市民・地域・事業者・行政の役割分担を明確にした協働を定着させます。対話や情報共有を重ね、市民と行政の共通認識のもとで政策形成と課題解決を進めることで、市職員への共感と信頼を高め、良好な関係性を築きます。

また、職員が主体的に政策立案や課題解決に取り組み、専門性を高めながら変化に対応できる組織へと進化するよう、人材育成と組織力の強化を図ります。公共施設については、機能集約や最寄り施設での利用の実現、広域連携による相互利用を進め、効率性と利便性を両立させます。

第2節 行政の電子化・情報化の推進

限られた財源と人的資源の中で質の高い行政サービスを提供するため、デジタル技術を活用した行政の電子化・情報化を推進します。マイナンバーカードの利活用、オンライン申請、電子決済、書かない窓口の拡充により、行政手続きを簡素化し、市民の負担を軽減するとともに、利便性の高いサービスを実現します。

また、業務の標準化・省力化、A Iなどの活用、データ連携の推進により、行政事務の効率化を図ります。あわせて、E B P Mを定着させ、データに基づく政策判断や事業評価を進めることで、成果重視の行政運営を徹底します。

さらに、オープンデータの活用や情報発信の充実により市民との情報共有を進め、対話に基づくまちづくりを支えます。サイバーセキュリティの強化と情報格差の解消にも取り組み、誰もが安心してデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備します。

第3節 健全な行財政運営

行財政運営においては、財源や人手の確保が一層難しくなる一方で、地域医療の維持など行政の関与が求められる課題が増えています。このため、限られた資源の中で新たな行政課題に対応できるよう、既存の事務事業の見直しと再編を進めます。

歳入の確保と歳出の重点化を両輪とし、成果重視の視点から事業の必要性や効果を検証する

とともに、公共施設等の数や規模の適正化を図ります。あわせて、受益者負担の考え方を踏まえた使用料・手数料の見直しや、補助金の適正化を進めます。

さらに、市民、地域、事業者等と連携し、自助・共助の取組を広げながら、将来負担を先送りしない、持続可能な行財政運営を目指します。

基本計画

(案)

1 安心できる医療体制の維持

めざす姿

確かな医療と救急体制により、命と健康を未来へつなぐまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

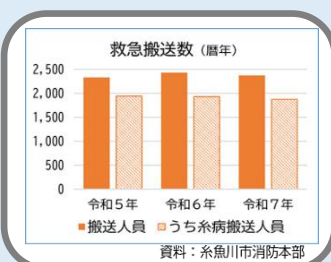
① 持続可能な地域医療提供体制の確保

- 糸魚川総合病院を中心とした地域医療体制を維持するため、医師・看護師等確保対策事業などにより、地域の実情に応じた医療提供体制の確保に取り組みます。
- 市民が身近な地域で継続的に医療を受けられるよう、かかりつけ医機能の維持と充実を図ります。
- 地域医療構想の方向性を踏まえ、病院・診療所・在宅医療の役割分担と機能連携を推進し、持続可能な地域医療体制の構築に取り組みます。
- 広い市域において必要な医療サービスを確保するため、在宅医療の充実や地域に必要な診療体制の確保など、多様な医療提供体制の構築を推進します。



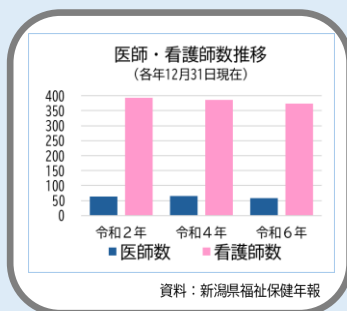
② 救急医療体制の維持と医療アクセスの確保

- 市民が安心して救急医療を受けられるよう、糸魚川総合病院における医療従事者の確保や医療機能の維持を支援し、24時間365日の救急医療体制を維持します。
- 上越地域をはじめとする市外医療機関との広域連携を推進し、市内で対応が困難な急性期医療や高度急性期医療の円滑な受入体制を確保します。
- 通院が困難な高齢者等にも必要な医療が提供されるよう、オンライン診療の活用や受診環境の充実など、医療アクセスの確保に取り組みます。



③ 医療人材の確保と働き続けられる環境づくり

- 医師養成修学資金貸与事業の活用や多様な大学及び関係機関との連携強化を図り、地域医療を担う医師の確保と診療体制の維持に取り組みます。
- 医療技術者修学資金貸与事業や病院勤務看護師等修学支援事業などにより、看護師及び医療技術者の確保と定着を図ります。
- 将来の地域医療を担う人材の確保につなげるため、小中高生を対象とした出前講座の実施や職場体験の周知等により、地元出身の医療人材の育成に取り組みます。
- 医療DXの活用や業務効率化を支援し、限られた医療人材を有効に活用できる体制づくりと働きやすい環境づくりを推進します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
糸魚川総合病院常勤医充足率	90.3%	100.0%	100.0%
糸魚川総合病院救急患者受入率	79.0%	80.0%	80.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、日頃から健康づくりや疾病予防に努めるとともに、かかりつけ医を持ち、救急医療を含めた適正受診に努めます。また、地域医療の現状や課題への理解を深め、地域医療を支える取組に協力します。	市は、医療機関等と連携し、市民が必要な医療を受けられる環境づくりを進めます。また、地域医療の現状や取組について分かりやすく情報発信を行い、市民の理解と協力を深めることで、持続可能な医療体制の維持・確保に取り組みます。

1 健康づくりの推進

めざす姿

健康的な生活習慣と疾病予防で、誰もが元気に自立して暮らせるまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

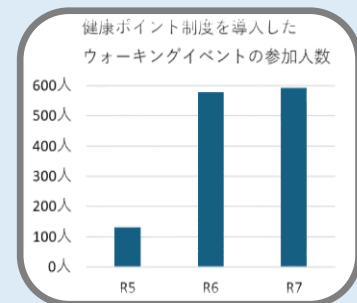
① 疾病の早期発見と重症化予防の徹底

- 疾病の発症予防と早期発見・早期治療を図るため、受診しやすい健(検)診体制の整備を行い、健康診査及び各種がん検診の受診促進に取り組めます。
- 自身の健診結果に応じた生活習慣の見直しができるよう健康教育や個別支援の充実を図り、疾病の重症化予防に取り組めます。
- 感染症対策として、予防についての普及啓発を行い、必要な予防接種を促進します。



② 適切な食事や運動習慣による健康づくりの推進

- 適正体重を維持するため、自身にあった食事量と1日3食栄養バランスの良い食事を摂ることなど、正しい知識の普及に取り組めます。
- 運動習慣の定着を目指し、健康づくりセンター「はびねす」の活用や市民がスポーツや運動を楽しみながら健康づくりができる体制づくりに取り組めます。
- 地域通貨制度と連動した健康ポイント制度を導入し、運動や健康に対する意識を高めます。



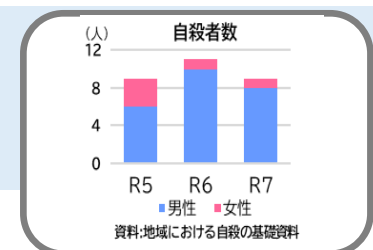
③ フレイル予防の推進

- 加齢による虚弱状態に早期に気づき、運動、栄養、口腔機能の改善、社会参加によりフレイル予防に取り組めるよう支援します。
- 健診結果を活用した個別支援により、高齢化に伴う慢性疾患の重症化予防に取り組めます。



④ こころの健康づくりの推進

- 自殺やひきこもりなど、様々なこころの健康問題に対し、地域での適切な見守り支援が行えるよう人材育成に取り組めます。
- 医療・介護福祉関係機関、事業所、地域等と連携を図り、相談支援体制の充実に取り組めます。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
健康寿命(男性)	79.9歳	80.0歳	80.1歳
健康寿命(女性)	83.8歳	83.8歳	83.9歳

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自分や家族の健康を大切にし、健康づくりに努めます。 地域や事業者等団体は、連携して市民の健康づくりを支えます。	市民の健康づくりに関する情報提供と活動支援を行います。

1 高齢者の日常生活への支援

めざす姿

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも健やかに安心して暮らせるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 地域支え合いの推進

- 地域における支え合い体制の取り組みを市内全域に拡大し、地域の身近な課題を共有する場を充実させます。
- 住民一人ひとりが地域づくりの主体者となるよう、地区ごとの自主的な活動を尊重・支援し、実情に応じた柔軟な活動となるよう取り組みます。
- 地域活動の拠点となる地域包括支援センターの機能を高めるため、関係機関との連携を強化します。現場の相談・支援力を向上させ、多様な主体と一体になって誰もが安心して支え合える体制を築きます。



② 高齢者生きがいがづくりと介護予防の推進

- 高齢者の健康寿命の延伸を目的とした健康づくりから介護予防までの一体的な取組みを推進し、高齢者が自らの意思で健康の保持増進を主体的に実践できるよう支援します。
- 保健師や理学療法士、管理栄養士等の医療専門職が連携し、家庭や通いの場へ積極的に関与します。専門的な視点からの相談や指導を行うことで、介護予防の質と効果を高めます。
- 高齢者が地域で役割を持ち、楽しみながら社会とつながる生きがいがづくりを支援します。これと並行し、フレイル状態を早期に改善するための運動・栄養・口腔ケアを一体的に推進し、生涯を通じて生き生きと暮らせる環境を整えます。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
第2層協議体運営業務委託件数	15件	23件	31件
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	83.8歳 (R6)	84.0歳	84.2歳

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
高齢者も積極的に地域づくりやボランティアなど社会活動に参加し、地域の一員としての社会的役割を認識し、自主的に行動するよう取り組みます。	市民・企業・行政等の協働を促進し、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

2 高齢者福祉の充実

めざす姿

介護が必要になっても尊厳が守られ、自分らしく暮らせるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 在宅介護サービスの充実

- 高齢者が要介護状態になっても、自らの能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護による切れ目のない連携を強化し、適切な介護保険サービスを提供するとともに、高齢者の在宅生活や介護家族を支援するため、市が独自に取り組む在宅介護サービスの更なる充実を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険サービスに加えて高齢者福祉サービスを提供し、その生活を支援するとともに、ニーズに合った適切なサービスとなるよう、内容の充実を図ります。

② 介護人材の確保

- 介護従事者の確保と技術向上・定着を支援するとともに、離職防止や離職した介護職員等の潜在的人材の復職支援を推進します。
- 将来的な介護人材となり得る児童・生徒への働きかけを通じて、介護分野への理解を深めるための取組を推進します。
- 介護職員の負担軽減のためのICT・DXの活用や介護ロボットの導入を推進するため、介護事業所への情報提供や支援策の充実を図ります。



③ 福祉施設の整備

- 在宅介護サービスとの適切なバランスを保ちながら、地域で暮らす高齢者を支える介護サービスが提供できるよう、福祉施設の維持・充実に努めます。また、将来的な需要の変化への対応や効率的な運営を図るため、施設の集約化や多機能化の検討を進めます。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
介護サービスの満足度	83.4% (R5)	85.0%	87.0%
要介護3以上の認定割合	38.8%	38.0%	37.0%
介護職員が充足している事業所の割合	42.0%	45.0%	50.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、地域における相互扶助による協力関係の中で、自身の心身機能の維持向上に取り組めます。	市民・地域・事業所等との協働により、ともに助け合い、支え合う体制づくりに取り組みます。

1 地域福祉の充実

めざす姿

確かなネットワークに守られ、誰一人取り残されない安心なまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 地域社会で自助・互助・共助・公助の連携強化

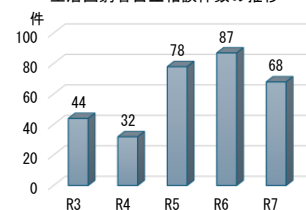
- 日常の変化を早期に発見できる地域ぐるみの支え合い体制の構築を推進します。
- 多様化する福祉ニーズに対し、社会福祉協議会をはじめ、福祉団体、ボランティア団体、地域住民の主体的な活動を支援し、自助・互助・共助・公助が連携する体制の構築に取り組みます。
- 市民のボランティア活動への参加を促進し、地域を支える担い手を育成するとともに、災害時における支援の受け入れや被災者支援に向けたボランティア活動の運営体制の整備を行います。
- 必要に応じて成年後見制度等の権利擁護に関する事業を適切に利用できるよう、専門機関と連携した相談体制を整備します。併せて制度の周知啓発を行うとともに、本人の権利と尊厳が守られる地域づくりを推進します。



② 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者に対しては、関係機関と連携し、自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援などの包括的な支援を行います。
- 就労可能な生活保護受給者に対しては、早期に自立できるように、ハローワークなどと連携した就労支援を行います。

生活困窮者自立相談件数の推移



③ 災害時の要支援者への支援

- 要支援者のうち、避難行動要支援者申請された方の個別避難計画を整備し、自治会や民生委員と情報共有し、災害時には名簿を活用した迅速な安否確認と避難支援体制を推進します。

● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
人口に対するボランティア数の割合	8.9%	9.2%	9.4%
就労支援による被保護者の就労者数の割合	37.0%	48.0%	59.0%
避難行動要支援者個別避難計画の整備 ※単位は民生委員担当地区	0地区	3地区	10地区

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
社会福祉協議会は、地域福祉活動計画のもと、地域との連携し、住民が安心して暮らせる地域づくりを推進します。	市民、事業所、社会福祉協議会が行う地域福祉活動の支援や調整を行います。

2 支え合いと自立の地域生活

めざす姿

多様な個性を尊重し、みんなで創る温かい支え合いのまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 市民への理解促進

- 障がい者雇用の理解促進に向け、企業等への障がい特性に関する情報提供や啓発を行い、障がい者がその能力を最大限に発揮できる職場環境づくりを働きかけます。
- 障がいのある人への差別解消を図るため、市民への周知・啓発を強化し、相互理解の促進に取り組みます。



② 自立と社会参加への支援

- 障がい児・者がそれぞれのライフステージの変化の中でも途切れることなく支援が受けられるよう、関係機関と連携したきめ細やかな個別支援体制を強化します。
- 福祉事業所で作った物品や食品の販売を通じて、達成感を感じ、意欲を高めるとともに、地域の人とつながることで、社会参加の機会を広げます。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、本人の希望や適性、個々の能力に応じ、就労、地域活動、交流など個々の活動を支援し、多様な自立を支える地域づくりを推進します。

◆市民アンケート

障がい者への理解や差別解消は進んだと思うか？

「進んだ」「やや進んだ」と回答した人の割合

	R 4	R 7
自身	30.0%	50.6%
地域	32.5%	34.3%
学校	13.0%	35.9%
職場	13.4%	21.2%

● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
障がい者理解の進捗状況（市民アンケート 全体平均）	35.5%	50.0%	70.0%
日中活動に関するサービスの利用者数	521人	530人	540人

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
障がい者に対する配慮や理解を深めます。 企業等は障がい者雇用の理解を深め、働きやすい職場環境づくりを行います。 地域自立支援協議会や各専門部会では、個々のニーズに応じた支援体制を整備します。	障がい者やその家族のニーズを把握し、支援を充実します。

1 質の高い学校教育の推進

めざす姿

ふるさとを愛し、未来を切り拓くこどもたちを育むまち

重点的に取り組むこと

① 豊かな心と社会性の育成

- 互いを思いやる関係づくりと主体的に学び合う活動を広げ、いじめや不登校を未然に防ぐ学校風土を育てます。
- 幼保小中高の連携を強化し、発達段階を通した切れ目のない支援や指導方針の一貫性を生み、安心して学べる環境を整えます。
- 地域・学校・家庭がつながり、安心して過ごせる場所や活動を広げ、こどもの居場所を地域全体でつくる取組を進めます。
- 家庭や地域と連携して、地域全体で規範意識や自己有用感の向上、人間関係づくりの力等を育てる教育活動を推進します。



② 確かな学力の育成

- 架け橋期カリキュラムにより、自ら考えて遊ぶ姿から主体的に学ぶ姿へ、学びのつながりを視点とした指導を幼保小の連携で取り組みます。
- 個別最適な学びに向け、人的配置等の学習支援をはじめ、ICT端末を活用した学習を推進します。
- 学校における日々の授業において、対話的・協働的な学習を取り入れ、児童生徒が自ら課題意識をもって考え、判断し表現する力を育みます。また、授業を構成する教職員の資質・能力の向上を図る研修を充実させます。
- 学校と家庭が連携し、児童生徒の主体的な家庭学習への取組や読書習慣の定着を図り、確かな学力を育みます。



③ ふるさとの「ヒト・コト・モノ」から学び地域の未来を担う人材の育成

- 地域の歴史、文化、自然などについて、ジオパーク学習を中心とした探究的な学びの充実を図り、ふるさとへの愛着と豊かな心を育みます。
- 自然災害や火災を学び、自らの命を守る主体的な行動力を育成するため、家庭や地域と連携した取組を推進します。
- 学校と地域や地元の企業等とが連携し、児童生徒が自分の可能性を自覚し、将来像を描いて自主的に学ぶ活動を推進します。



施策指標

指標		現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
後期学校評価「学校が楽しい」と答えた児童生徒の割合	小学生	90.9%	93.0%	96.0%
	中学生	96.7%	98.0%	98.0%
標準学力検査の平均の偏差値	小学生	49.7	51.0	54.0
	中学生	48.1	50.0	52.0
全国学調質問紙「地域のためになることをしたい」と答えた児童生徒の割合	小学生	79.4%	80.0%	82.0%
	中学生	82.4%	83.0%	84.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
家庭は、基本的な生活習慣の定着や規範意識の育成を担い、こどもの行動に責任を持ちます。 地域は、日常の関わりや地域行事、社会教育活動を通して、こどもの社会性を育みます。 学校は、教職員の資質向上や、社会に開かれた教育課程の実現、日々の授業改善に努めます。	学校教育の成果と課題を把握し、必要な指導と支援を行います。

2 学校教育環境の整備

めざす姿

充実した教育環境に守られ、未来へ羽ばたくこどもたちのまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 「ひとみかがやく日本一の子ども」の育成

- 18歳での自立を目指し、豊かな心、健やかな体、確かな学力を育成するため、小学校・中学校の連携をさらに充実・発展させ、小学校・中学校の連続性、系統性を重視した教育活動を行います。
- 現在の中学校区を単位として、小学校・中学校をひとつの「学園」とする小中一貫教育学校を設置します。
- 複式学級の完全解消や将来の児童数を念頭に小学校を再編します。中学校は4中学校を維持します。



② 地域とともに歩む開かれた学校づくり

- 学校再編に伴い、学校と地域の関係が希薄化することがないように、校区が広がることをメリットと捉え、地域との連携・協働による教育活動を展開します。
- 学校を地域とともにこどもを育てる拠点として、学校と地域と家庭が連携してこどもを育てます。
- 地域を単なる学校のサポーターとしてではなく、学校と地域が教育の質を高め合うパートナーとして、こどもたちの学びを豊かにすると同時に、学校が地域の活性化にも寄与する関係を築きます。
- 幼稚園・保育園との連携に配慮するほか、高等学校との連携も視野に入れ、児童生徒の発達段階に応じ、切れ目のない学びと成長を支える教育環境の構築に努めます。

③ 安全安心で豊かな教育環境の整備

- 遠距離通学となる児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、通学時間が1時間以内となるよう鉄道、路線バス、スクールバスでの通学手段を確保します。
- 中1ギャップの解消や、不登校などの課題にも対応できるよう、校内適応指導教室や校外適応指導教室の整備を推進するとともに、一人ひとりの教育ニーズに応える支援体制を整えます。
- 既存校舎に必要な改修を行い、施設を有効活用します。一体型・分離型など地域の実情に合わせた最適な施設整備を計画的に進めます。

● 施策指標

指標		現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市立学校数		18校	17校	10校
複式学級のある小学校数		6校	6校	0校
全国学調質問紙「学校が楽しい」と答えた児童生徒の割合	小学生	90.1%	92.0%	94.0%
	中学生	92.2%	93.0%	94.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域は、学校のパートナーとして、連携・協働の教育活動を展開し、こどもたちの学びと成長を支えます。	こどもの安全・安心、校舎整備、通学、幼稚園・保育園・高等学校との連携に配慮した教育環境整備を進めます。

1 妊娠出産支援と親子の健康増進

めざす姿

安心して妊娠・出産・育児ができ、親子が健やかに生涯を歩み出せるまち

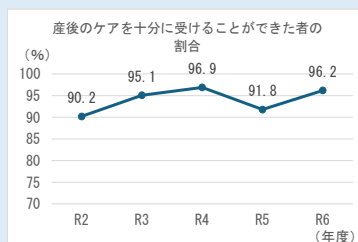
＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 安心して出産・育児ができる環境づくり

- 妊娠時より面談、訪問、マタニティスクールを行うほか、産後は、訪問、相談会、産後ケア等を実施し、妊産婦と家族の気持ちに寄り添った切れ目のない支援と相談体制を充実させます。
- 発達段階に応じた愛着形成の重要性についての情報提供を行うとともに、愛着形成に関する相談やサポートなど、関係機関と連携した支援が円滑に受けられるように努めます。
- 面談等で妊娠期や育児期の不安をつぶさに把握し、関係機関と連携して適切な支援につなげることで、親子の孤立や児童虐待を未然に防ぐよう努めます。
- 妊娠・出産を希望する夫婦が安心して不妊・不育治療等を受けられるよう、精神的負担や経済的負担の軽減に努めます。
- 経済的支援として妊産婦医療費助成、出産時の宿泊費やタクシー費用の助成などを行うほか、緊急時の対応に備えて消防本部や医療機関と連携し、安心して出産ができるよう支援します。



パパマママタニティスクール

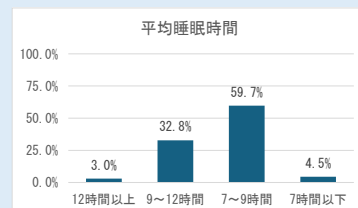


② こどもと保護者の健康の増進

- 乳幼児健康診査の高い受診率を維持し、疾病の早期発見や健康の保持増進に努めます。
- 発達特性のあるこどもや、発達障がいの可能性のあるこどもを早期に発見し、適切な支援へつなぐことで、親子が抱える困り感の軽減や良好な親子関係の構築を図ります。
- 「早寝早起きおいしい朝ごはん」の取組を継続し、こどもの頃からの規則正しい生活習慣の定着と生涯を通じた健康づくりを推進します。
- 年代に応じた食育を推進し、家族ぐるみで健全な食生活を実践する家庭が増加するよう努めます。
- 親子のふれあい遊びや外遊びの機会を通じて、親子の愛着形成を促進するとともに、電子メディアに偏らない多様な遊びを推進します。



健康教室の様子



(資料：令和7年度小学校4～6年生生活リズムアンケート)

施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
この地域で、今後も子育てをしていきたい保護者の割合(3歳児健康診査)	89.9%	92.0%	93.0%
健康状態がよい中学生の割合	93.6%	94.0%	95.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
出産・育児・こどもの健康づくりは、親子が主役です。幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校、地域、医療機関などは、連携して親子を支えます。	出産・育児・親子の健康づくりが安心してできるよう、保護者や関係機関と協働して環境づくりに努めます。

2 こどもと子育て家庭への支援の充実

めざす姿

豊かな居場所と確かな支援のもと、みんなでこどもと子育てを育むまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

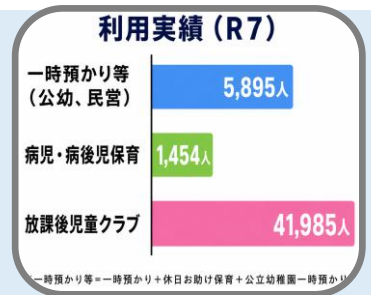
① 親子を孤立させない日常的な支援の充実

- 子育て支援センター事業、親子交流事業、子育て応援講座などを通じて、保護者同士がつながり、子育ての不安や孤立を和らげる環境を整えます。
- 子育てに関する情報を「子育てナビ」などで分かりやすく発信し、子育て家庭が必要な制度やサービスを利用しやすい環境を整えます。
- 子育て家庭の困りごとに応じて、こども家庭センター、保育園等、子育て支援センター、関係機関が連携し、必要な相談や支援につなげます。



② 保育・預かりサービスの確保

- 保育園、認定こども園、幼稚園等における受入体制を確保し、保護者の就労状況や家庭状況に応じた保育サービスを提供します。
- 延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、休日お助け保育事業、放課後児童クラブなどにより、子育てと仕事の両立を支援します。
- 園児数の減少や施設の老朽化を踏まえ、保育園等の適正配置や民営化の検討を進め、持続可能で質の高い保育体制を整えます。



③ 遊び・交流・地域で支える居場所づくり

- 子育て支援センター、児童館、ふれあい児童館、こどもの遊び広場運営事業などにより、親子やこどもが安心して過ごし、遊び、交流できる場づくりを進めます。
- ファミリーサポートセンター事業、さんさん子育てサポート事業の取組などを通じて、地域や事業者とともに子育て家庭を支える仕組みを広げます。
- 公民館や既存施設、地域資源を活用し、家庭・園・学校以外でもこどもや保護者がつながり、地域全体でこどもの育ちを支える機会をつくり出します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
子育て支援センター延べ利用者数	9,734人	9,000人以上	9,000人以上
一時預かり・休日お助け保育・病児病後児保育の延べ利用者数	7,349人	7,000人以上	7,000人以上
児童館・こどもの遊び広場運営事業の延べ利用者数	12,513人	12,000人以上	12,000人以上

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
子育て家庭は相談窓口や支援サービスを活用し、地域や事業者等は親子を温かく見守り、居場所づくりや子育て家庭を支える取組に協力します。	市は、相談、預かり、交流、遊びや居場所につながる環境を整え、関係機関や地域、事業者等と連携して、こどもと子育て家庭を支える仕組みを整えます。

1 社会教育の振興

めざす姿

生涯の学びと交流を重ね、学びを地域の活力へとつなぐまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 地域とともに学び合う社会教育の推進

- 学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみでこどもを育む地域学校協働活動を推進し、学びや体験を地域全体で支える仕組みの強化を図ります。
- 地区公民館を地域の学びと交流の拠点として、地域と一体的な公民館活動を充実し、地域課題の解決や住民相互のつながりの促進を図ります。
- 子どもから高齢者まで、幅広い世代が社会教育活動に参加しやすい環境を整備し、世代を超えた交流と学び合いの機会の創出を図ります。
- 地域住民、団体、ボランティア、企業等との連携を深め、地域の実情に応じた公民館の持続可能な運営体制の構築を検討します。



② ライフステージに応じた生涯学習機会の充実

- 多様化する生活スタイルに対応し、正しい生活リズムの定着を含めた家庭教育支援を充実し、子育て家庭を地域で支える取組を進めます。
- 地域の自然、文化、産業などを生かした体験や学習の機会を広げ、こども・若者の郷土への愛着と将来への展望を育みます。
- 働き世代を中心に、情報化社会に対応した学習機会や学び直しの機会を充実し、地域の人材育成と活躍の促進を図ります。
- 趣味、教養、地域活動につながる学習機会を広げ、高齢者の生きがいづくりと社会参加、健康でいきいきとした暮らしを支援します。



③ 学びを支える拠点機能と図書館サービスの高度化

- 生涯学習センターや地区公民館などの施設を適正に管理し、老朽化への対応も含めて計画的な改修と長寿命化を進めます。
- 地区公民館のコミュニティセンターとしての役割を踏まえ、学び、交流、防災等の機能を高め、地域の拠点として有効活用を図ります。
- 市民ニーズを踏まえた資料の充実、読書活動の推進、電子書籍や予約サービスの導入などにより、利便性の高い図書館サービスの提供を進めます。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公民館活動参加者数	116,044人	121,000人	127,000人
生涯学習講座・体験事業参加者数	8,064人	8,400人	8,800人
図書館利用者数	50,253人	52,000人	55,000人

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民、学校、家庭、地域団体、ボランティア、企業などが、それぞれの立場で学びや交流に参加し、地域の学びを支えます。	図書館や公民館などを活用した学びの場を整え、関係機関との連携を進めながら、地域の学びを支える環境づくりを進めます。

2 スポーツの振興

めざす姿

誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりや交流、地域活性化につなげるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 生涯スポーツの推進

- 市民がそれぞれのライフステージや体力に応じて、気軽にスポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- ウォーキングや軽運動、健康体操など、日常生活に取り入れやすい運動習慣の定着を促進します。
- 子どもから高齢者まで、また障がいのある人も参加しやすいスポーツ活動の普及を図ります。
- 競技スポーツとレクリエーションスポーツの双方を推進し、誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを進めます。



② スポーツ環境の整備と担い手の育成

- 体育館、運動公園、グラウンド等のスポーツ施設について、計画的な整備・改修を進めるとともに、安全で快適に利用できるよう、施設の適正な維持管理に努めます。
- 学校体育施設の地域開放を進め、身近な場所で運動できる環境の充実を図ります。
- 地域の実情に応じて、スポーツ施設の機能や役割の見直しを進めるとともに、スポーツ推進委員、指導者、ボランティア等の確保・育成を進めます。
- 地域スポーツクラブや競技団体の活動を支援し、学校部活動の地域連携や地域展開の動きに対応した、地域でスポーツ活動を支える体制の整備を進めます。



③ スポーツを通じた交流・地域活性化

- スポーツ大会やイベントの開催を通じて、世代間交流や地域間交流の促進を図ります。
- 市民がスポーツに参加し、観戦し、支える機会を広げ、地域のにぎわいづくりにつなげます。
- 地域資源を生かしたスポーツ活動の展開により、健康づくりや地域活性化を促進するとともに、トップアスリートや競技団体との交流機会を通じて、スポーツへの関心や意欲の向上を図ります。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市民一人当たりの公の施設でスポーツ活動を行う回数	6.2回	6.6回	7.3回

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自らの体力や関心に応じてスポーツに親しみ、健康の保持増進に努めるとともに、地域の一員として、スポーツ活動やイベントへの参加、支援に取り組みます。スポーツ団体、学校、事業者等は、それぞれの立場から活動の場や機会の提供、人材の育成、運営への協力をを行い、スポーツの振興に参画します。	市民がスポーツに親しめる機会の充実を図るとともに、スポーツ施設の整備・活用、担い手の育成、スポーツ団体の支援を進め、スポーツを通じた健康づくりと地域活性化を推進します。

1 芸術文化の振興

めざす姿

芸術文化を通じて世代を超えた交流が広がり、心豊かに生きがいを感じられるまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 市民の芸術文化活動への支援

- 市民主体の多様な芸術文化活動を支援し、若い世代を含む世代間交流の促進を図ります。
- 学校、文化協会や市民団体との連携により、地域ぐるみで芸術文化を支える環境づくりを進めます。
- 郷土にゆかりある文化人の顕彰や文化資源の発信を通じ、郷土愛やふるさと肯定感の醸成を図ります。



② 多様な芸術の多様な鑑賞機会の提供

- 流行や伝統を意識しながら、魅力ある多様な公演や展覧会など、豊かな人間性を育む機会を提供します。
- 事業を単独で完結させることなく、交流人口増加、世代間交流、地域活性化や観光施策との相乗効果を図るため、多方面と連携します。
- 公演や展覧会のアウトリーチなど多様な鑑賞機会の提供・支援を図ります。



③ 文化施設の整理と有効活用

- 施設の特性や利便性や効率性を考慮し、計画的な整理、更新を行います。
- 文化活動に限らず、多様な交流の拠点として有効活用を図るため、誰もが利用しやすい、安全性、バリアフリー等に配慮された環境を整備します。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
人口一人当たりの事業鑑賞回数	0.4回	0.4回	0.4回
人口一人当たりの年間文化施設利用数	2.2回	2.0回	2.0回

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、芸術文化に親しみ、学び、活動に参加することで、健全な生活を推進します。 芸術文化団体、学校、地域等は、創作・発表・鑑賞の機会を提供し、担い手の育成や交流の促進を図ります。	市民や団体等が行う芸術文化活動を支援し、活動しやすい環境を整えます。 鑑賞機会の提供、文化施設の有効活用、情報発信などを通じて、芸術文化の振興を図ります。

2 歴史・文化の継承と活用

めざす姿

魅力あふれる歴史文化が活かされ、継承され、誇りを持てるまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 文化財の保存と活用

- 文化財保存活用地域計画に基づき、関係主体の連携体制を構築して、地域総がかりによる文化財の保存・活用を図ります。
- 文化財所有者に対し保存や防災・防犯に関する情報提供等の支援を行い、保存環境の向上を促進します。
- 既存施設の活用等により文化財収蔵施設を確保し、文化財の適切な保存を図ります。
- 硬玉産地やフォッサマグナパークなどの整備を推進し、展示と保全方法の改善や追加指定などを図り、教育や観光への利用を促進します。



② 伝統文化の継承と活用

- 高齢化や人員減により文化財の所有や伝統芸能の維持が困難となった個人・団体等に対し、相談対応や国・県と連携した支援を行います。
- 地域主体による保存・継承活動への支援を行い、担い手の確保と活動の継続を図ります。
- 地域の歴史・文化をテーマとした講座や展示等を行い、市民の地域愛の醸成を図ります。
- 地域の未指定文化財等の把握に努め、活用を図るとともに、デジタルアーカイブや講座等のオンライン配信で、文化財等の保存、発信力の向上を図ります。



③ 博物館施設の充実と活動の推進

- フォッサマグナミュージアムや長者ヶ原考古館において、研究、教育、展示及び収蔵活動の推進によって、市民への良質な文化の提供を図るとともに、施設や展示の更新を計画的に推進します。
- ジオパークと連携した博物館活動により、教育や観光への活用と交流人口の拡大を図り、持続可能な地域づくりに貢献します。
- 糸魚川歴史民俗資料館、相馬御風宅において各種展示、情報発信を行い、相馬御風の功績などを広く周知します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
博物館・資料館入館者数	117,307人	120,000人	123,000人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
文化財所有者、学校、団体、企業、市民等は、市の歴史・文化・自然等の誇りと愛着を持ち、一体となって資源の保存と活用、次世代への継承に努めます。	地域総がかりでの地域資源の保存、活用が図られるよう、関係主体への支援、調整等を行います。

1 地域産業の活性化と新たな活力の創出

めざす姿

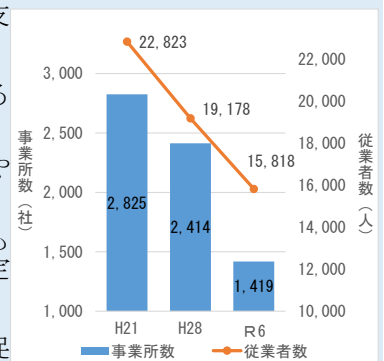
企業の持続的な成長を支え、活力と挑戦があふれるまち

== 重点的に取り組むこと ==

① 企業の持続的な活動の支援

- 企業の競争力強化と持続的な成長を図るため、商工団体や金融機関、産業支援機関等との連携を強化し、企業の経営課題に応じたきめ細かな支援体制の充実を図ります。
- 人手不足やデジタル化、脱炭素化など社会経済情勢の変化に対応できるよう、企業の経営基盤強化や生産性向上に向けた取組を支援します。
- 意欲ある事業者による新製品開発、新たなビジネスへの挑戦や、店舗や商店街の魅力向上につながる取組を支援します。
- 中小企業者・小規模企業者等が資金調達しやすい環境を整備するとともに、後継者対策や廃業防止のため、事業承継を支援することで経営安定化と事業継続を支援します。
- 地域経済の好循環を創出するため、商工団体等と連携した消費喚起を促進するとともに、市外からの多様に関わる人々も含めた地域内消費の促進を図ります。

事業所数・従業員数

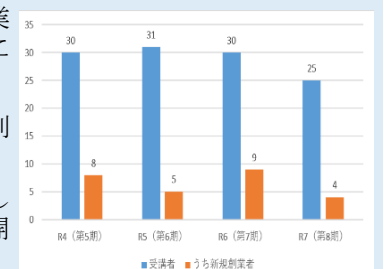


資料：経済センサス

② 新たなビジネスの創出

- 新たな雇用の創出と地域産業の活性化を図るため、産業団地等への企業誘致活動を展開するとともに、社会経済環境を見据えた中で地域経済にとって好影響・好循環をもたらす産業分野の誘致に取り組めます。
- 首都圏等の企業との継続的な関係構築による企業と地域との交流や共創を通じて、新たな企業進出や事業展開につながる取組を推進します。
- 商工団体や金融機関等と連携し、切れ目のない伴走支援と挑戦を後押しする環境づくりを進め、創業機運の醸成による起業・創業や新事業展開を促進します。

創生塾受講者数と新規創業者数



③ 産業を支える物流、交通網の充実と活用

- 姫川港と背後地に立地するリサイクル関連企業と連携し、静脈物流と動脈物流が連携した循環経済を支える拠点港湾（サーキュラーエコノミーポート）としての機能を拡充します。
- 地域内外を結ぶ鉄道や道路など円滑な交通ネットワークとの連携により、物流効率を向上させ、地域産業の振興を図ります。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
事業従事者一人当たり付加価値額	398万円	425万円	450万円
年間創業支援対象者数	57人	80人	80人

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
行政、商工団体、金融機関等は連携し、企業の持続的な成長や企業間連携を支援するとともに、市民・事業者と一体となって地域内消費の促進に取り組めます。	企業の持続的な成長や企業誘致を推進するとともに、商工団体や金融機関等と連携し、企業が相談しやすい支援体制の充実と地域内消費の促進に取り組めます。

2地域資源を活かした観光の振興

めざす姿

唯一無二のジオパークの魅力で心を揺さぶり、また来たいと思わせるまち

重点的に取り組むこと

① 糸魚川ブランドの活用

- 糸魚川の唯一無二となるヒスイを活かしたブランド化を促進し、観光誘客に積極的に活用します。
- 世界ジオパークのネットワークを活用し、保護の観点だけでなく、教育や防災を観光と結びつけ、稼ぐジオパークへ転換します。
- ヒスイを核として、石のまちやジオパーク、真柏など糸魚川が誇るブランドを組み合わせ誘客を図ります。



② 物語性のある魅力づくり

- ジオパークをはじめとする地域資源を、自然・歴史・文化・産業と結び付けたジオストーリーとして整理し、観光資源としての価値を高め発信します。
- ジオストーリーを語る観光ガイド等を充実し、観光客の満足度向上を図ります。
- 日本列島の成り立ちを学ぶことのできる重要なエリアとして、教育分野でのジオストーリーの観光活用を進めます。
- ジオストーリーと結び付けた土産品や商品をPRし、観光客の購買意欲を高めて糸魚川産品の購入につなげます。

ジオパーク観光ガイド受付件数

- R5 96件
- R6 126件
- R7 117件

③ リピーター・ファンの拡大

- 糸魚川でしかできない特別な体験や滞在型観光を推進し、観光客の満足度向上と再訪意欲の醸成を図ります。
- 観光ガイドの育成、二次交通の充実、インバウンド対応、道の駅など観光拠点の整備を進め、宿泊・飲食・土産品販売を含めた受入環境を充実させます。
- 観光イベントや都市交流等を通じて糸魚川のファンを増やすとともに、地域事業者と連携した商品開発・魅力発信により、選ばれる糸魚川産品の創出を進め、ふるさと納税の拡大につなげます。

R7 来訪回数

- 初めて 28.8%
- 2回目 12.5%
- 3回目 7.5%
- 4回以上 50.8%

④ 観光消費拡大による地域経済への循環

- 糸魚川市の地域資源を活かし、高付加価値な旅行商品の磨き上げや、農林水産物を活用した魅力ある食事の提供など、観光と地域産業の連携を深めます。
- 観光客の滞在時間や消費機会を増やし、地域事業者と連携した地場産品や土産品の開発・販売促進により、宿泊・飲食・小売・製造業への波及を図ります。
- 糸魚川市観光協会を中心に、地域事業者と連携して地域が稼げる持続可能な仕組みづくりをします。

R7 宿泊数

- 日帰り 48.0%
- 1泊 22.9%
- 2泊以上 6.6%

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
宿泊者数	12.6万人泊	14万人泊	15万人泊
旅行消費額（宿泊費、飲食費、土産品代等の合計）	26,824円/人	33,000円/人	36,000円/人
観光客の満足度（とても良いの評価割合）	28.9%	35.0%	40.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
観光地域づくり法人（DMO）の糸魚川市観光協会などが主体となり、地域事業者が儲かる仕組みを作ります。地域事業者が観光で稼げるサイクルとなることで、地域全体で観光客をおもてなしできる体制づくりをします。	糸魚川市観光協会などと連携し、誘客宣伝活動を支援します。観光産業を維持するための観光施設整備をします。

3 働きやすい環境づくりと産業を支える人材の確保

めざす姿

誰もが将来に希望を持ち、自分らしく働き続けられるまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 働きやすい環境づくり

- テレワークなど仕事と家庭、地域生活の両立を支える制度整備を支援し、ライフステージに応じて誰もが安心して働き続けられる環境整備を推進します。
- 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進のため関係団体との連携強化と普及啓発に取り組み、働きやすい環境整備を推進します。
- 多様な人材が意見を出し合い、互いに尊重し合える職場風土の醸成により、働きがいのある環境整備を推進します。
- 業務の標準化及び見える化を進め属人化を解消する取り組みを推進し、業務への責任の重さや不安を減らし、安心して働きやすい環境整備を推進します。



② 産業を支える人材確保と育成

- 学校、企業、ハローワークなどが連携して就職情報提供体制を充実させ、求職者の職業選択の幅を広げて人材確保を図ります。
- 若者や女性、高齢者、U I ターン者、外国人など多様な人材が能力を十分に発揮できるよう、受入体制及び職場環境の整備を推進します。
- 官民が一体となって、企業の魅力並びに業務内容の見える化を推進するとともに、賃上げ及び処遇改善を図り、人材確保に資する取組を推進します。
- キャリア形成支援やスキルアップの機会の充実などの人材育成に取り組み、次世代への円滑な技能継承を図ります。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
Ni-ful認定企業（糸魚川市）	13企業	20企業	25企業
新規学校卒業者（高等学校）のうち就職希望者の管内就職率	51.5%	53.0%	55.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地元で働くことや地元企業で活躍することの価値を理解し、働く人を大切にして地域で安心して働き続けられる環境をつくります。	地域企業の魅力発信や就業支援、多様で柔軟な働き方を可能とする環境整備を進めます。

1 農業の振興

めざす姿

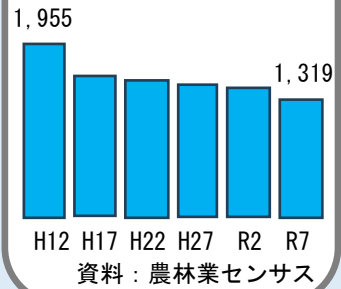
地域一体で農地を守り、担い手の活力あふれる実り豊かなまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 経営の安定化と担い手の育成

- 農地集積・集約を進めるとともに、スマート農業導入による農作業の効率化を推進します。
- 高齢化や人口減少等による就農者や経営耕地面積の減少を抑制しつつ、経営継承・発展及び新規就農の取組を支援します。
- 関係団体と連携し、有害鳥獣被害の防止対策と捕獲を一体的に実施することにより、農作物被害を低減させ、担い手が農業に専念できる環境を整備します。
- 園芸など高収益作物の導入を推進し、経営の複合化による収益性の高い安定的な農業経営の実現を図ります。また、地域全体で担い手を支える体制づくりを支援します。

経営耕地面積
(単位:ヘクタール)



② 農業基盤整備の推進と多面的機能の発揮

- 農業生産性の向上、農産物流通の効率化、農村地域の環境保全を図るため、ほ場整備や農業用施設の整備を推進します。
- 洪水や土砂崩れの防止、自然環境保全や棚田が有する美しい風景など、農業・農村が持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、日本型直接支払制度などにより、地域の共同の取組を支援します。

ほ場整備率



③ 糸魚川産農産物の消費拡大

- 学校給食や、市内飲食店・小売店などでの糸魚川産農産物の利用拡大を推進し、地産地消による消費拡大を図ります。
- 糸魚川産米、越の丸茄子、日本なし「新碧（しんみどり）」など、糸魚川産農産物のブランド化を図り、SNS等による情報発信により、市外での知名度の向上や販路拡大を推進します。

日本なし「新碧（しんみどり）」



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
農地の集積率	41.7%	50.0%	58.0%
新規就農者数（令和9年度からの累計）	4人／年	12人	28人
ほ場整備率	75.5%	80.0%(R10)	86.0%(R14)

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
農業者は、地域との共同作業により、地域資源や農村環境の保全活動、農業用施設の長寿命化に努めます。	地域の主体的な保全活動を支援するとともに、農業の将来像についての自主的な話し合いを推進します。

2 林業の振興

めざす姿

地場産材の活用による経済循環と持続可能な林業を推進するまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 担い手の育成と効率的な森林施業の推進

- 就業研修者への支援や他産業からの林業参入を促進し、林業就業者の確保と育成を図ります。
- 航空レーザ測量を推進し、解析データの活用による森林経営計画の作成や施業の集約化を支援するとともに、間伐や主伐・再造林の促進による素材生産量の増加を図ります。
- 木材生産機能の高い森林については、優先的な林道等の路網整備や維持管理を行い、高性能林業機械等による低コストで効率的な施業を推進し、林業事業体の経営基盤の強化を図ります。
- 森林経営管理制度により、適切な管理が行われていない森林について整備を進め、森林管理の適正化を図ります。



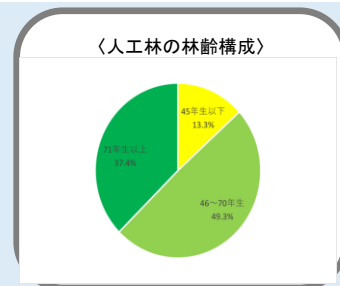
② 地場産材の利用拡大

- 住宅や店舗の建築などの地場産材の利用促進に向けた取組を支援します。
- 公共建築物をはじめ、民間建築物への地場産材の利用促進や木質化を推進します。
- 林業事業体、製材業者、建築業者等の木材関係者による地域内の経済循環の取組を支援します。
- 地場産材の市場競争力強化、用途拡大による利用普及や研究開発を推進し、持続可能な森林づくりと林業成長産業化を目指します。

〈当市の森林面積〉	
森林全体 64,509ha	国有林 16,196ha
	民有林 48,313ha
	うち人工林 9,867ha (人工林率20.4%)

③ 森林資源の活用推進

- 森林や林業について、広く市民の関心と理解を高めるため、森林教育や林業学習、自然体験の取組を推進します。
- 森林所有者の森林に対する関心を高め、森林施業及び保全について県や林業事業体等と連携を図り、適切に管理された森林の増加を目指すとともに、健全で活力のある森林を次世代に引き継ぎます。
- 森林の有する水源涵養機能や山地災害防止機能などの公益的機能発揮のため、重視すべき機能に配慮した方法により施業を推進します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
市内の素材生産量	11,814m ³	13,000m ³	15,000m ³
「ふるさとの木の香る家・店づくり促進事業」の糸魚川産木材使用量	166m ³	180m ³	200m ³

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
森林所有者は、適切な森林管理に努めます。また、所有者不明土地の発生防止のため、相続等の手続きに努めます。 森林組合等の林業事業体は、森林所有者、市、県と情報共有し、連携して森林施業の推進に努めます。	森林環境譲与税や各種補助事業の活用により、林業事業体が効率的、効果的に施業できる環境整備に努めます。

3 水産業の振興

めざす姿

豊かな水産資源を活かして、持続可能で魅力ある水産業の未来を切り拓くまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 担い手確保と経営基盤の整備強化

- 漁業所得の向上及び経営の安定確保に取り組み、持続可能な魅力ある漁業経営を支援します。
- 児童、生徒に地元水産業の魅力について、地域学習や体験活動等を実施し、将来を担う人材の育成を図ります。
- 漁業協同組合や海洋高校との連携を推進し、稚魚、稚貝の放流等による水産資源の増殖や保護に努めます。
- 内水面漁業の持続可能な体制づくり、安定的な運営を支援し、本市の清流の魅力を広く周知するとともに、観光との連携による関係人口の増加を推進します。



〈上越漁協でのセリの様子〉

② 水産物の消費拡大

- 新鮮でおいしい水産物が享受できる地元の魅力について、普及啓発に努めるとともに、学校給食での提供などにより、魚食の推進と地元消費促進を支援します。
- SNS等を活用した情報発信等による販路拡大や水産物の消費拡大につながる取組を推進します。
- 食品加工を行う企業や海洋高校との産学官連携による付加価値の高い水産加工品の商品開発を推進します。

〈市内漁獲量（R7）〉

1位 ベニズワイガニ	302 t
2位 サバ	244 t
3位 マダイ	196 t
4位 アジ	188 t
5位 ニギス	139 t

③ 生産基盤の整備及び長寿命化修繕

- 漁港について、機能増強や安全性の確保、漁業生産と経営安定を図るため、計画的な整備や修繕を実施します。
- 国県の補助事業等を活用し、漁業協同組合の設備等の更新を支援します。
- 漁港海岸について、背後地の安全性の確保を図るため、海岸保全施設の計画的な維持管理を推進します。

〈市内の漁港〉

県 営	市 営
能生漁港	鬼舞漁港
筒石漁港	大和川漁港
浦本漁港	親不知漁港
姫川港（漁港区）	
市振漁港	

施策指標

指標	現状（R7）	中間目標（R11）	最終目標（R15）
取扱漁獲高（海面漁業）	1,577百万円	1,500百万円	1,500百万円
組合員数（海面漁業）	310人	280人	270人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
漁業者は、漁業協同組合や市、県と連携し、情報共有を図り、経営の安定と後継者の確保に努めます。	漁業者や漁業協同組合の意向を把握し、関係者との連携により、人材の確保や育成、漁業所得向上につながる取組を推進します。

1 定住の促進

めざす姿

住み続けたい、住み続けられるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 魅力ある地域情報の発信

- 本市の暮らしやすさ、産業、子育て環境、自然環境等の地域資源について分かりやすく情報発信し、移住や定住への関心が高まるよう取り組みます。
- 子育て世帯や若い世代など、それぞれのライフステージに合った情報を、移住・定住を検討する段階に合わせて分かりやすく発信します。
- 移住体験事業等を通じて接点を拡大し、移住希望者が地域を具体的に知る機会の充実を図ります。



② 受入体制の充実

- 移住・定住を考える人が気軽に相談できるよう、住まい、仕事、子育て、医療などをまとめて案内できる窓口を整えます。
- 住む場所や働き先、地域の生活環境など、移住定住前に不安になりやすい点を丁寧に案内し、安心して検討できるようにします。
- 仕事、子育て、住まいなどについて民間事業者と連携して移住・定住希望者を支える方法を検討し、受入体制の充実を図ります。



③ 定着支援

- 仕事、子育て、住まいなどについて移住・定住後も相談できるよう、必要な情報を一体的に発信し、安心して暮らし続けられる環境づくりを進めます。
- 人と人との緩やかにつながることによって相互に理解を深める関係性を築くため、人々が気軽に集い、学び、活動できる居場所や交流の場を確保できるよう支援します。



施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
人口の社会増減数	△236人	△200人	△180人
移住体験者数	34人	40人	50人

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
本市の魅力や暮らしやすさを高めて、その良さを広く伝えることで、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。	情報発信や相談支援の充実を図るとともに、住まい、仕事、子育てなど、移住・定住に必要な環境整備を総合的に推進します。

1 地域人材の育成と活動人口の創出

めざす姿

地域内外の若者や次世代が交わり、新たな活力を共に創り出すまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 地域活動を担う若者やリーダーの育成

- 若者が地域行事や市民活動に参加しやすい機会を設け、地域とのつながりを深めながら、次世代の担い手を育成するとともに、地域づくり活動を行う各種団体に支援を行います。
- 地域おこし協力隊の活用により、地域活動を担う人材の獲得・発掘・育成を進めるとともに、地域住民との協働や多世代・多分野の交流を促進し、地域を支える活動人口の創出を図ります。



② 多様な層の参画による活動の場づくり

- 市内に大学がない現状を踏まえ、現在連携している大学との交流深化や新たな大学との連携拡大を図るとともに、学生が活動しやすい滞在支援や環境整備を推進することで、若者の継続的な来訪と地域への参画機会を拡大します。
- 地域活動の情報が各所に分散し参画しにくい現状を改善するため、参加情報を一元化するとともに、地域づくり団体や行事の担い手と参加希望者をつなぐマッチングの仕組みを検討・構築し、継続的な参画を支援します。
- 市民や高校生等が地域活動へ参加する機会を広げるとともに、地域外の意欲ある人材が継続的に参画できる仕組みを構築することで、多様な担い手が層となって地域を支える「活動人口」を増やしていきます。

● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
地域おこし協力隊配置人数	7人	10人	14人
地域活動の参加延べ人数	189人	390人	500人

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域活動や市民活動に参画するとともに、担い手の創出に協力します。	参画しやすい環境を整備し、担い手の育成・確保を推進します。

2 コミュニティセンターを核とした地域づくり

めざす姿

新たな拠点で人と人が繋がり、主体的な地域づくりが進むまち

==== 重点的に取り組むこと =====

① 公民館のコミュニティセンターへの移行

- 従来どおり社会教育・体育活動を行うとともに、自治会と連携し生活支援や防災・交通問題など総合的な地域の拠点として機能を拡張します。
- 自治会と行政、地域団体がスムーズに連携できる体制を構築します。
- 住民が自由に集い交流する拠点として活動を行うことを通じ、顔の見える地域拠点となることにより、災害時に安心して集える場所を目指します。



② コミュニティセンターの取組

- こどもから高齢者まで気軽に立寄る場所をつくり、お互いに学び教えあう(スキルシェア)活動を通じ、学びを通じてみんなが生き生きと楽しく活動できるまちづくりを目指します。
- 高齢者の見守りなど住民同士が支え合う生活ネットワークをつくるほか、健康教室など医療、介護と直結した福祉と健康づくりの提供を行います。
- 災害に備えた防災備蓄品の配備と避難訓練を通して、避難所の機能を高める防災の拠点の構築に取り組みます。
- 住民自治組織と一体化となって地域の課題を解決し、さらに行政窓口の一部機能を備えた地域づくりを行います。
- 地域づくり団体や自治会またはサークルが施設内で地元産物や作った作品を販売できるようにし、地域交流の活性化を図ります。



③ 地域の課題解決に取り組む人材の育成

- 地域課題の解決やコミュニティ活動の先頭になって活動するプレイヤーやコーディネーターを育成します。
- 住民と行政の双方の視点を持ち、コミュニティセンターの主体性を尊重し、連携する技能を持った職員を集落支援員として活用しながら育成します。
- 自治会と連携し、地域活動を通して地域で活躍できる人材を育成します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公民館からコミュニティセンターへの移行件数	0件	15件	21件
集落支援員配置地区数	11地区	16地区	21地区

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
コミュニティセンターを拠点とした地域づくりを通じて、住民による主体的なまちづくりを行います。	施設管理や基盤整備を行います。 住民との協働により、コミュニティセンターの運営を行います。

1 一人ひとりが尊重される社会の実現

めざす姿

年齢や性別を問わず、全ての人が自分らしく輝ける安心なまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 人権意識の醸成と人権啓発の推進

- 糸魚川市人権教育・啓発推進計画に基づき、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- 一人ひとりの人権を認め合い、共に生きる社会の実現のため、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。



人権教育の取組

② 男女共同参画の推進

- いといがわ男女共同参画プランに基づき、性別に関係なく、全ての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、あらゆる分野でその責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会を実現するため、国・県などの関係機関・団体と連携して、各種事業に取り組みます。
- 市民意識の向上のため、啓発活動の充実、講演会及び研修会などの学習機会を提供します。
- ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪など、あらゆる暴力の根絶を推進するとともに、様々なハラスメント等を許さない意識啓発を推進するため、各種相談機関と連携して相談支援体制の充実に取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発に取り組みます。

第3次いといがわ男女共同参画プラン
(令和4年度～令和8年度)



③ 多文化共生の推進

- 市内在住外国人や外国にルーツがある人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや医療通訳などの支援事業を実施します。
- 学校教育、生涯学習の機会を通して、日本の文化を大切にする意識を培うとともに、外国の様々な文化や歴史、伝統について理解を深められる取組を推進します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	61.5%	75.0%	85.0%
審議会等に占める女性委員の構成割合	24.3%	35.0%	40.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、全ての人の人権を尊重しつつ、個性や能力を発揮できる社会づくりに努めます。	市民の人権意識醸成や男女共同参画及び多文化共生社会を実現するため、国・県、関係団体と連携して各種取組を推進します。

1 防災・危機管理の推進

めざす姿

自助・共助・公助の連携により、あらゆる災害に対応できるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 災害に強いまちづくりの推進

- 防災出前講座を通じて、地域住民に災害に関する正しい知識や自らの身を守るための自助の大切さを伝え、地域全体の防災意識の高揚を図ります。
- 自主防災組織が行う資機材整備や防災訓練等を支援し、地域における自主的な防災活動の促進を図ります。
- 地域の防災リーダーの養成・育成に継続して取り組み、住民の防災意識の醸成を図るとともに、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる地域全体の防災対応力の強化を進めます。
- 防災行政無線やホームページ、安心メールなどのSNSを活用した情報伝達手段の多重化を図ることで、災害時の確実な防災情報の発信に努めます。
- 地域住民、消防団、市職員等が連携した避難所設営訓練などの実践的な防災訓練を実施し、災害時の対応力の向上を図ります。
- 駅北大火など市内で発生した災害について、児童・生徒が生きた教材として学べるよう、駅北広場キターレを活用した防災教育やふるさと学習を進めます。



② 危機管理体制の整備促進

- 指定避難所等における防災資機材の充実を図るとともに、災害時の暑さ・寒さへの対策を含め、避難所環境の整備を進めます。
- 地区の実情を踏まえ、災害初動時における避難所運営マニュアルを作成し、住民相互の協力による共助を基本とした避難所運営体制の確立を推進します。
- 発災時の快適性と衛生的な環境を保持できる体制づくりを進め、地域事情を考慮し、市民の安全・安心を守れる備蓄品配備に努めます。
- 民間施設を避難所として活用するための施設整備・運営支援のあり方について、関係機関や民間事業者と連携しながら検討を進めます。
- 市民の安全や生活を守るため、各種対応マニュアル等の適切な見直しを行い、市民や市政に重大な影響を及ぼす危機事象に対応できる体制を整備します。危機事象につながりかねない身近に起こり得る事象に対しても、市民の不安を払拭できるよう、国、県並びに関係機関との連携を密にし、相互協力体制を整備します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
自主防災組織の組織率（各年4月1日現在）	89.0%	92.5%	96.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、災害への備えについて家族や地域で話し合い、自助の取組を確認し、日頃から災害に備えます。地域や事業所は、自助・共助を意識し、普段から災害に備えながら、主体的に防災活動を継続して行います。	防災出前講座や防災リーダー研修など通じて、自主防災活動を支援します。近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、国・県及び関係機関と連携し、あらゆる災害に対応できる体制を整えます。

2 消防救急体制の充実

めざす姿

一人ひとりの防火意識が高まり、地域や事業所と連携した消防・救急体制が充実したまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 火災予防対策の推進

- 高齢者の火災予防対策として、自治会や消防団と連携し、家庭訪問による火の元点検を通して火災予防指導を行います。また、連動型住宅用火災警報器設置補助制度により住宅用火災警報器の設置率向上を図ります。
- 火災予防啓発として、市ホームページ、SNS及びマスメディア等の活用や一般家庭防火診断及び出前講座による指導を展開します。また、気象状況により林野火災注意報等を発令するなど、屋外での火の取扱いについて注意喚起します。
- こども消防隊の活動を通じて、糸魚川大火の記憶を次世代につなぎ、将来の防火・防災リーダーの育成に努めます。
- 事業所への立入検査や消火訓練等の出前講座を行い、官民連携による初動体制の構築を図るとともに、消火訓練や出前講座による地域における火災予防及び初動体制の構築に努めます。



② 消防力の強化

- 市内各事業所との災害時における連携体制の確立や、県内及び県域を越えた応援体制の強化に努め、有事における即応体制の充実を図ります。
- 多様化する災害対応に向けて、作業効率と安全性の高い資機材の整備を進め、それらの資機材を効果的に使用するための人材育成と資質向上に努めます。
- 消防力の維持強化を図るため、各種採用説明会やSNS等により消防の魅力を発信し、必要な人材確保に努めます。
- 火災をはじめ、風水害、地震等の自然災害等に迅速に対応するため、消防団員の確保に努めるとともに、消防団の拠点化等による施設等の効率的な運用や、車両、資機材及び安全装備品の計画的な整備により消防団体制の充実 に努めます。

◆火災発生状況

	R5	R6	R7
件 数(件)	13	13	10
焼損棟数(棟)	6	5	4
死 者(人)	2	0	2

③ 救急業務の高度化

- 医療機関やドクターヘリとの連携活動の強化や、メディカルコントロール体制を基盤とした救急活動、高規格救急車や救急資機材の計画的更新により、救急業務の高度化に対応していきます。また、救急ワークステーションでの教育研修を維持し、救急隊員の知識技術の維持向上を図ります。
- 救急救命士の養成と人材確保を継続的に進め、救急救命士の複数乗務体制を維持します。
- 命を救う迅速な応急手当やAED活用を図るため、救命講習を引き続き推進するとともに、救命講習普及資機材の整備・更新を計画的に行います。

◆救命講習実施状況

	R5	R6	R7
回 数(回)	106	94	107
受講者(人)	1,492	1,571	1,856
指導者(人)	133	162	155

● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
建物火災件数	4件	0件	0件
住宅用火災警報器設置率	89.5%	93.0%	95.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民・地域・事業者等は、初期消火訓練や応急手当講習会に積極的に参加し、火災や事故等が起きたときの初期対応に関する知識や技術の習得に努めます。	市民ニーズに合わせた火災予防や応急手当に関する講習会を積極的に展開し、火災や事故等が発生した際の市民の初期対応能力の向上に努めます。

3 防災施設の整備促進

めざす姿

施設の適正な整備と維持管理で、自然災害に強いまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 河川・排水路の整備と適正な維持管理

- 急流河川が多く、融雪期、降雨時には急激な増水と土砂流出が発生し、河川の氾濫の危険性が高いため、河川改修等の計画的な整備を促進します。また、河川施設の適切な維持管理のため、巡視や点検の実施により、施設の状態を把握するとともに、機能維持を図ります。
- 浸水防止のため、計画的に小河川、排水路の改修整備を推進します。
- 近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大に加え、国・県や関係機関など、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる流域治水の取組を推進します。



② 治山・砂防施設の整備促進

- 山地の保全と山崩れ・土石流・地すべり・雪崩等の山地災害を未然に防止するため、治山、砂防、火山砂防、地すべり防止対策等の事業を促進します。



③ 海岸浸食対策の促進

- 冬季風浪等により砂浜の浸食が進行していることから、台風及び冬季風浪時の越波による住宅地や道路等への被害を防止するため、海岸浸食対策事業等の海岸保全施設整備を促進します。
- 津波や高潮から安全に避難するため、避難路等の適切な維持管理を行うとともに、防災訓練や危険箇所点検を踏まえた安全対策に取り組めます。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
姫川水系河川整備状況（国県事業）	上刈地区	姫川水系河川整備計画による（西中・寺島・大野）	
国・県に対する要望活動の実施状況	年2回	年2回	年2回

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民・地域・関係団体は、市と一体となって、国や県に事業促進の要望活動に努めます。	国や県と連携し、防災対策・維持管理工事の推進を図ります。

1 適切な役割分担による地域公共交通網の維持・充実

めざす姿

確かな交通ネットワークで、いつまでも暮らし続けられるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 公共交通を支える人材の育成と確保

- 新規運転手の確保や既存運転手の処遇改善など、交通事業者が行う人材確保に向けた取組に対して支援します。
- 人件費や燃料費をはじめとする物価高騰の中、安定した輸送体制と人材を確保するため、運賃体系の適切な見直しを検討します。
- 他業種や類似業種同士での効率化や連携の必要性について、情報を共有し、事業間で連携した交通体系の確保を検討します。



② 既存交通の効率化と見直し及びDX等の推進による利便性向上

- 通院や通学の足の確保を最優先とし、限りある運転手、車両を効率よく運用するために、利用状況や地域の状況を踏まえた公共交通網の確保に取り組みます。
- デジタル技術などを活用し、移動に関する情報やサービスを分かりやすい提供するとともに、利用しやすい公共交通環境の整備を交通事業者と連携し、推進します。
- 新たな移動技術の導入に向けて、地域の特性にあった交通体系を研究・検証し、移動の利便性向上や持続可能な運行体制の確保につながる次世代の交通体系の構築を検討します。
- 観光地へのアクセス向上を図る二次交通を充実させるとともに、観光客が円滑に移動できる利便性の高い交通体系の構築に取り組みます。



図. Google Map 経路案内

③ 新たな移動手段の検討と導入

- 教育や福祉等と連携して地域の輸送資源を最大限に活用し、複数の交通モードを組み合わせることで、地域の実情と住民ニーズに即した交通体系の構築に取り組みます。
- 住民が利用者としてだけでなく、提供側としても公共交通に関わる仕掛けを行い、自らの移動を自らで守る交通体系の構築を目指します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
公共交通の利便性の向上における満足度 (市民アンケートから満足と不満を比較)	-0.77ポイント	-0.7ポイント	-0.65ポイント
公共交通を利用している割合	6.5回/人	8.0回/人	10.0回/人

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、通院などの移動手段として、公共交通機関の利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	当市に適した新たな取組による公共交通網の補完と充実を図り、持続可能な体制を構築します。市民の利用や参画を促し、誰もが主体的に移動できる環境整備を推進します。

2 鉄道の利便性の向上と利用促進

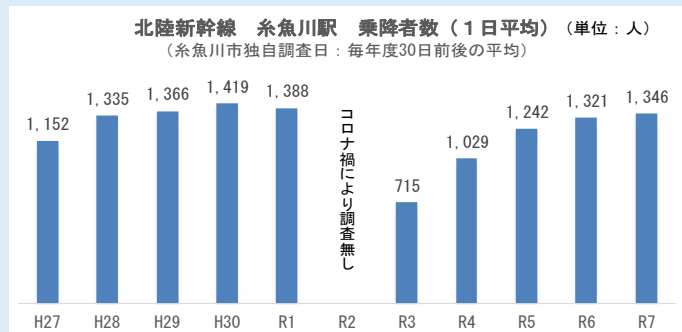
めざす姿

鉄道の利便性と停車本数を確保し、より便利で快適に暮らせるまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 北陸新幹線の利便性の向上及び利用促進

- 首都圏との高いアクセス性を活かすとともに、関西圏との更なる利便性向上や近隣自治体との連携に努め、交流人口や関係人口の拡大を図ります。
- 高速鉄道としての高い利便性により、市外における市民の高度医療の享受や多様な生活様式の選択、市内企業の経済活動の活性化に取り組みます。
- 新幹線通学への支援など利用促進を進め、人口流出の抑制や停車本数の確保に取り組みます。



② えちごトキめき鉄道の利用促進と経営支援

- 交通事業者の安定経営に対する支援を継続し、安全安心な運行の確保に取り組みます。
- 通学・通勤・通院など、地元住民の貴重な移動手段として利便性の向上を図り、人口減少の中でも利用促進に取り組みます。



③ 大糸線沿線地域の最適な交通体系のあり方

- 沿線地域と一体となって、最適な交通モードを検討し、実現に向けて取り組みます。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
市民一人当たりの年間鉄道利用回数	16.84回	18.50回	20.00回

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、病院などの移動手段として、鉄道利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	鉄道の利用について、市民への理解を深め、利用促進を図ります。 交通事業者に対しては、安全安心な運行に向けた支援等を行います。

3 バス等の利便性・効率性の向上と利用促進

めざす姿

多様な移動手段を組み合わせ、より便利で最適な交通体系のまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 路線バス・コミュニティバス等の利便性向上と利用促進

- 通院や通学の足の確保を最優先とし、人材など限られた資源の中で、交通事業者と連携しながら市民及び地域のニーズに応じたダイヤを構築し、利用促進を図りつつ、効率的で持続可能な運行を目指します。
- 深刻化する運転手不足を解消するため、事業者が行う人材確保・定着に向けた取組を支援します。
- 人口減少に伴う輸送需要の変化を踏まえ、利用実態に即した最適な車両への更新を支援します。



② タクシーの利便性向上

- 日中の生活・観光の個別ニーズに対応する柔軟な移動手段に加え、飲食業・社交飲食業への影響が大きい夜間タクシーの運行体制についても、事業者と連携し、台数確保に向けた取組を推進します。
- 深刻化する運転手不足を解消するため、事業者が行う人材確保・定着に向けた取組を支援します。
- 妊産婦、高齢者、障がい者、車いす使用者、訪日外国人旅行者を含む、誰もが利用しやすい車両への更新を支援します。



③ 高速バスの利用促進

- 県都・新潟市へ直通する唯一の交通手段としての重要性を鑑み、高度医療機関への通院やビジネス、生活の足を守るため、路線の維持・確保に努めます。
- 新潟県や沿線自治体、関係者と必要な連携・協力を行い利用促進を図ります。



● 施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
市民一人当たりの年間路線バス等利用回数	8.7回	10.0回	12.0回

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、通勤や通学、病院などの移動手段として、路線バス等の利用に努めます。 事業者は、利用者の利便性の向上と利用者の増加に努めます。	市は、地域の実情を的確に把握した上で、最適な交通モードの選択や調整を担います。多様な交通手段を組み合わせ、市民の日常生活を支える「移動の足」を確保します。

4 快適な住環境の確保

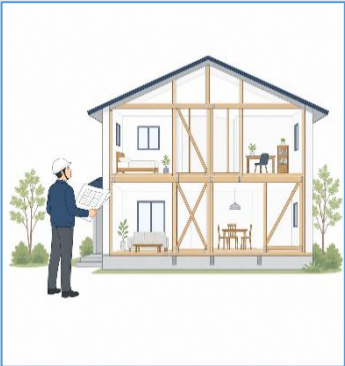
めざす姿

快適な生活基盤を確実に維持し、誰もが健やかに暮らせるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 安心安全なまちづくり

- 地震に強いまちづくりを推進するため、一般住宅の耐震化率上昇のための支援及びブロック塀等の倒壊を未然に防ぐための支援を行います。
- 空き家の発生を抑制するため、所有者等に対する意識啓発を実施します。
- 周辺環境に悪影響を及ぼす空き家については、所有者等に対して適切な管理を促すとともに、必要に応じて行政指導を行い、解消に向けた取組を強化します。
- 糸魚川駅北地区では、地区計画により、燃えにくい建築物への建替えや改修の促進及び本町通りの延焼遮断帯の形成により、大規模な延焼を防止します。



② 快適な生活基盤が維持できるまちづくり

- 民間事業者による宅地開発を支援し、居住誘導区域内での良好な宅地形成を促進することで、居住誘導区域内に住居を誘導します。
- 空き家の流通を促進するため、空き家バンクの安定的な運営体制を維持するとともに、関係機関等と連携を図りながら、空き家の利活用を図ります。
- 人口減少や利用状況を踏まえ、公園の統廃合・機能再編による適正配置を進め、利用度の高い公園を適切に管理し、快適に利用できる公園環境を維持します。
- 地域主体の景観形成を推進するため、住民の主体的・自発的な活動の機運を捉え、時期を逸することなく支援を行います。



③ 公営住宅の適切な維持管理

- 施設の維持管理経費削減のため、予防保全的な施設の修繕、改修を行います。
- 入居者の生活環境改善を図るとともに、耐用年数を経過し、老朽化した住宅の除却を含めた適正な施設管理と住宅除却後の跡地利用の検討を進めます。
- 入居需要が低下した公営住宅については、施設の状態や地域需要を踏まえ、用途変更、民間活用、廃止・解体を含めた検討を進めます。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
糸魚川市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化率	75.9% (R5)	80.2%	概ね解消
総人口に対する居住誘導区域の人口割合	31.4%	32.6%	33.9%
糸魚川市公営住宅等長寿命化計画に基づく修繕事業費の累計	80,531千円	414,000千円	767,750千円(暫定)

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域の環境及び衛生に配慮し、住宅等の適正な管理と耐震化に努めます。 市民は公園を大切に使用します。	空き家等の適正な管理や利活用を促進するため、所有者等が相談できる体制を整備します。 維持管理された公園を提供するため、機能再編や適正配置等を行います。

5 機能的・効率的な生活圏の形成

めざす姿

生活機能の集約と交通の連携で、持続可能なコンパクトなまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 都市機能と居住の適正な誘導

- 市街地においては、日常生活に必要な都市機能を維持しながら、公共施設などを適正に配置し、コンパクトなまちづくりを目指します。
- 居住誘導区域を定め、一定のエリアにおいて人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目指します。
- 中山間地においては、住み慣れた土地で快適に暮らせるように、市街地と効率的に結ぶ地域公共交通網の確保・維持に努めます。

② 人口減少に即した土地利用の促進

- 人口減少に即したコンパクトなまちづくりを進めるため、用途地域指定・地区計画等による適正な規制により、土地の計画的な利用を図ります。
- 市街地において現存する又は今後発生する低未利用地や空き地については、周囲の環境やエリアの目的に即した有効活用を目指します。
- 効率的な土地利用を促進するため、土地の境界、面積及び地目等の情報をより明らかにする地籍調査を推進します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
総人口に対する居住誘導区域の人口割合	31.4%	32.6%	33.9%
地籍調査完了計画区域数	32計画区	38計画区	40計画区

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
居住誘導区域内の低未利用地や空き家等に関心を持ち、土地・建物を有効に活用します。 地域公共交通の積極的な利用を通じて、持続可能な交通網を支えます。	用途地域、地区計画、補助制度などの運用により、居住誘導区域内への居住の誘導を促進します。 地籍調査を推進します。

6 道路網の整備・維持管理

めざす姿

安全で快適な道路網を築き、暮らしの利便性と地域経済を支えるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 国県道の整備促進

- 国道8号糸魚川東バイパス及び親不知道路の整備促進に向けた取組を強化します。
- 日本海国土軸である国道8号と太平洋側の首都圏、中京圏を結ぶ交通網の整備を図るため、松本糸魚川連絡道路の早期整備に向けた取組を推進します。
- 県道については、交流の促進と経済の活性化を図るため、各地区間及び国道との連絡強化を図り、道路改良及び交通安全施設等の整備を促進します。



平成27年5月部分開通 糸魚川東バイパス

② 市道等の整備と維持管理

- 計画的な道路交通網を整備するため、広域幹線道路網の整備と合わせ、農道及び林道も含めた市域全体にわたる体系的・計画的な道路整備を推進します。
- 市民生活に密着した便利で安全な交通を確保するため、道路の防災対策や冬期間の交通確保、また、交通安全施設の整備及びバリアフリーを考慮した道路の整備を進めます。
- 修繕費の平準化や、コストの削減を図るため、予防保全型管理に移行した道路施設の適切な維持管理と計画的な整備を進めます。



新設された市道大排水路線

施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
松糸・今井道路（上刈～山本間）の整備	工事（調査・設計）	工事	工事
松本糸魚川連絡道路（山本～県境間）新潟県区間の進捗	整備促進	整備促進	整備促進
市道改良率	51.9%	52.5%	53.0%

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域住民は、積極的に道路の美化活動等に取り組みます。 市民や利用者は、道路建設促進活動に積極的に参加し、市民全体の建設促進の機運醸成に努めます。	安全で利用しやすい道路整備を促進するとともに、地域住民が行う道路の美化活動等を支援します。 地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関への要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の推進に取り組みます。

7 ガス・上下水道の整備と供給

めざす姿

災害に強く持続可能なガスと上下水道で、日々の安心を支え続けるまち

==== 重点的に取り組むこと ====

① 安全な水の確保、公共水域の水質保全

- 水質基準に適合しているかを定期的に監視し、安全な水を将来にわたって安定的に供給します。
- 下水道未整備区域では宅地開発等に併せた下水道の整備により、公共水域の水質保全を図ります。
- 下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の整備を支援し、公共水域の水質保全を図ります。



② 災害に対する強靱性を備えた供給体制等の維持

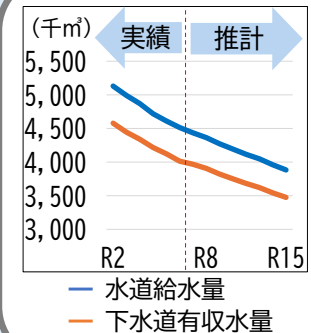
- 施設の健全度や重要度、耐用年数等を考慮し、将来の需要を見据えた計画的な修繕と更新を推進します。
- 被災時に極めて大きな影響を及ぼす基幹施設の耐震化・耐水化や避難所等の重要施設に接続する管路の耐震化を優先して実施します。
- 施設の更新に当たっては、事業量・事業費の平準化を図ります。
- 災害時における応急給水体制の整備を進めるとともに、飲料水の備蓄、トイレ対策等について、市民への普及啓発を行います。



災害で破断した水道管

③ 持続可能な事業運営の推進

- 将来にわたって持続的に事業を運営していくため、ガス事業譲渡及び上下水道事業包括委託の導入を進めます。
- 上下水道事業包括委託の導入に当たっては、市と民間で設立する官民共同出資会社に委託し、委託先への職員派遣により技術の継承を図ります。
- 人口減少を見据え、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置の調査研究を行います。
- 人口減少に伴い水道給水量・下水道有収水量が減少する見通しであり、物価上昇等により費用が増加する見通しであることから、定期的に水道料金・下水道使用料の見直しを行います。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震適合率	57.1%	60.0%	63.0%
避難所等の重要施設に接続する下水道管路の耐震化率	72.9%	75.0%	80.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、平時から飲料水の備蓄やトイレ対策等を進め、災害に備えます。 ガス・上下水道に関連する事業者は、災害時における応急対策に協力します。	災害に強く、持続可能なガス・上下水道インフラを未来世代に引き継いでいくため、施設の耐震化や持続可能な事業運営を推進します。

1 防犯・交通安全対策の充実

めざす姿

市民と地域、行政が一体で創る、誰もが安全で安心して暮らせるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 交通安全対策の推進

- 交通事故の発生件数と死傷者数の減少傾向を今後も維持するため、年代等に応じた交通安全教室を行うなど市民の交通安全意識の向上に向けた取組を進めます。
- 高齢化の進行に伴う高齢運転者の増加が見込まれることから、原因発生状況に合わせた指導を行うなど、交通安全意識の向上に取り組みます。
- 警察・交通安全協会・事業所と連携し、交通安全の啓発に努めます。



② 防犯活動の推進

- 市民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る防犯意識の向上を図ります。
- 地域を防犯活動の核とし、関係機関、関係団体との連携を図り、通学路等の防犯パトロールや不審者対策、高齢者の特殊詐欺被害防止のため、地域・住民の自主的な活動を支援するとともに、地域の防犯力の向上を図るため、自治会等が設置する防犯カメラへの助成を行います。
- 警察と連携し、サイバー犯罪や特殊詐欺等の新たな犯罪手口に関する情報を適宜周知するとともに、市民へ啓発を行い、犯罪被害の防止を図ります。



③ 自らを守る消費者の育成

- 消費者が複雑化、悪質化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないようにするため、また、万が一遭遇した場合も、自らの初期対応で被害を最小限に抑えられるよう、普及啓発を図り、賢い消費者の育成に取り組みます。
- 複雑化する消費生活に関するトラブルや詐欺行為に対応するため、専門相談員を配置するとともに、県消費生活センター等と連携し、相談窓口の充実を図り被害防止に努めます。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
交通事故死亡件数	3件	0件	0件
刑法犯認知件数	115件	103件	92件
特殊詐欺被害件数	11件	5件	0件

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
交通ルールを守り、思いやり・譲り合いの精神を心がけます。 鍵かけや防犯ブザー等自らの防犯対策を確認します。 不審な電話やメール、訪問者に対して不安があれば相談します。	警察、自治会、関係団体と連携し、パトロールや交通安全・防犯の啓発活動を行います。

2 冬期市民生活の確保

めざす姿

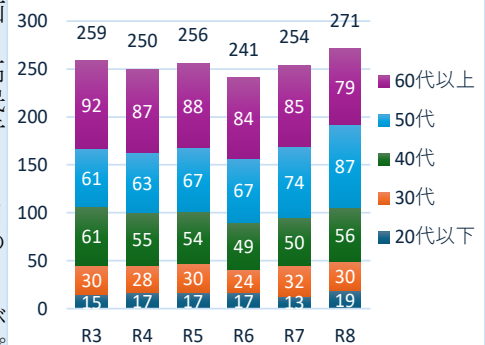
確かな除雪と冬の備えで、積雪期も安心して活動できる雪国のまち

== 重点的に取り組むこと ==

① 冬期交通の確保

- 地域建設業の人手不足に加え、担い手の高齢化や技能の継承不足等により、これまでどおりの除雪体制の維持が困難になってきています。除雪機械オペレーターに必要な資格取得を支援し、担い手確保に努めるほか、重要路線（救急、物流、通勤通学、広域幹線）を再定義し、地域社会の変化に応じた除雪計画の見直しを図ります。
- 道路除雪管理システムを用いて除雪作業の迅速化、効率化を高めるとともに、広報等を通じて除雪作業の実情や重要性を市民に周知し、除雪への理解と協力を促進することで、除雪事業者の負担軽減を図り、安全で安心な道路交通を確保します。
- ガイダンス機能付きの除雪車の導入により、除雪の省人化・自動化を図り、除雪機械オペレーター1名による除雪作業体制の構築を推進します。
- 散水量の安定確保のため、消雪パイプ施設の計画的な更新及び適正な維持管理を推進するとともに、状況に応じて消雪パイプ施設の新規整備についても検討します。

除雪オペレーター人数と年齢構成
(糸魚川地域)



② 冬期生活の維持

- 市道及び生活道路除雪を補完するため、地区への小型除雪機の貸与を実施するほか、住民による連携や有償ボランティアの活用など、自主的な共同除雪体制の構築を促進します。
- 自力で屋根雪等の除排雪が困難な要配慮世帯に対して、除雪等にかかる費用の一部を助成し、冬期間における安全・安心を確保するとともに、安全対策の必要性について啓発をします。
- 大雪時における交通障害を避けるため、事前広報により、外出抑制、計画的通行止め、学校・物流事業者との事前調整を図ります。
- 屋根雪おろし時の事故を防ぐため、転落防止用の安全対策設備の設置を支援します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
除雪に対する満足度	38.7%(R6)	39.7%	50.0%
小型除雪機貸与地区数	111地区	119地区	127地区

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
地域は、互いに協力して要配慮世帯の屋根雪等の除排雪や幅の狭い生活道路の除雪などの克雪活動に取り組みます。	住民の理解と協力を得ながら、地域が行う克雪活動を支援し、幹線道路や主要生活道路の除雪を行います。

1 自然環境の保全

めざす姿

豊かな自然と生物多様性を保全し、自然と共生する持続可能なまち

＝＝＝ 重点的に取り組むこと ＝＝＝

① 豊かな自然の保護と生活環境の保全

- 自然保護意識の啓発普及と自然とのふれあいを推進するとともに、自然公園法、新潟県自然環境保全条例などに基づき適正な自然環境保全を推進します。
- ユネスコ世界ジオパークが育む多種多様な野生動植物保護への普及啓発と外来種の移入禁止に関する啓発活動を行い、生物多様性の理解醸成を図ります。



② 鳥獣被害の防止

- 農林部門と連携し、国の交付金を活用しながら農地等の適切な管理や緩衝帯の整備など、大型野生動物が出没しにくい環境づくりを地域ぐるみで推進するとともに、猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲など、鳥獣の個体群管理を行い、被害の防止を図ります。
- 有害鳥獣対策には、ICTやドローン技術等を活用したスマート捕獲機器の導入による捕獲作業の負担軽減を検討します。また、県や猟友会と連携し、狩猟免許の取得や猟銃の新規取得への支援、捕獲技術向上の研修を実施し、担い手の確保と育成を推進します。



③ 脱炭素社会の実現

- 地球温暖化の影響で起こりうる、気候変動に対しての適応策を収集し、市民・事業者提供するとともに、周知徹底を図ります。
- 民間企業等による再生可能エネルギー導入や省エネ対策等に対し、支援を行うとともに、国や県の再生可能エネルギー施策や技術動向に関する情報を収集します。



施策指標

指標	現状(R7)	中間目標(R11)	最終目標(R15)
鳥獣による人身被害発生件数	2件	0件	0件
二酸化炭素排出量	330千トン	280千トン(R12)	236.8千トン

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
鳥獣の誘引物となる物を放置せず、地域ぐるみでの不要果樹の伐採など侵入防止策を行います。 市民や事業者は、自然保護や地球温暖化防止のため、各種活動への参加や情報収集に努めます。	人身被害防止の啓発や有害鳥獣捕獲、担い手育成の支援を行います。 自然保護や地球温暖化防止のため、情報提供など積極的な支援を行います。

2 資源循環型社会の推進

めざす姿

ごみの減量と資源循環を推進し、美しく清潔な環境を守り続けるまち

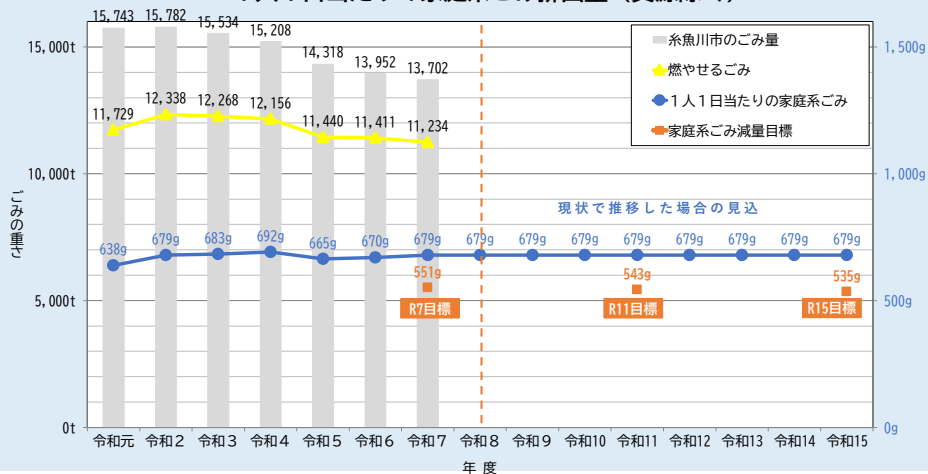
==== 重点的に取り組むこと ====

① ごみの減量化とリサイクルの促進

- 分別説明会の開催や広報誌などによる啓発を行い、資源循環への市民意識を高め、ごみの減量化を促進します。
- 将来を見据えた効率的なごみ処理を検討し、安全安心なごみ処理体制の構築に努めます。
- ごみの減量化を進めるための手段として、ごみの有料化について引き続き検討を行います。



1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）



② 環境美化の推進

- 各地区や環境美化パートナーによる美化活動を支援し、環境美化意識の向上を図ります。
- 地区の環境美化を維持するため、不法投棄防止パトロールや啓発活動を行い、ごみのポイ捨て防止や快適な環境づくりを推進します。



● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）	679グラム	543グラム	535グラム

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
市民は、自主的なごみの減量活動に積極的に取り組むとともに、環境意識の向上に努めます。	資源循環意識の向上や行動を促すため、各種啓発活動を行います。

1 積極的な行政改革

めざす姿

行政改革と業務の効率化を進め、より便利で質の高い市民サービスのまち

== 重点的に取り組むこと ==

① 行政改革の具体的な推進

- 「共創」によるまちづくりを進めるため、市民・地域・事業者・行政が対話と役割分担のもとで持続可能な行政経営を進めます。
- 多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、DXの推進やAIを活用した市民目線での行政サービスの改善と向上を図ります。
- 自主財源の確保に努めるとともに、受益と負担の考え方を踏まえつつ、業務効率化による経費削減を図り、安定した財政運営に努めます。
- 民間・地域・行政の連携を支える調整力や対話力を高め、職員数が減少する中で、効率的な組織運営と職員の意識改革に取り組めます。



まちみらいユースミーティング
中高生×市長のミライ作戦会議

② 持続可能な行政運営を支える人材・組織づくり

- 行政需要や社会情勢の変化に対応するため、計画的な人材確保と適正な定員管理を推進し、持続可能な組織体制の構築を図ります。
- 多様化・複雑化する行政課題に対応できるよう、研修の充実や自己啓発の支援を通じて、職員の能力向上と組織力の強化を図ります。
- 法令遵守と高い倫理観の醸成を図るとともに、不祥事の未然防止を徹底し、市民から信頼される職員を育成します。
- 人事評価制度の適正な運用や働きやすい職場環境の整備を進め、職員一人ひとりが能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。

③ 広域連携の推進

- 上越3市で進めてきた文書管理や財務会計システムの共同化の成果を踏まえ、近隣自治体や関係機関との連携、共同調達や事務の共同処理を一層進めます。広域的な視点から行政資源を最適に活用し、効率的で持続可能な行政運営を図ります。
- 医療、福祉、防災、観光などの各分野で近隣市町村や関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた生活基盤の維持・充実を図ります。公共施設の機能分担や相互利用を進め、効率性と市民の利便性の両立を目指します。

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
行政改革推進項目における達成数	6項目	10項目	25項目
職員一人当たりの年間研修受講回数	3.8回	5回	6回

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
「共創」によるまちづくりの一員として、行政との対話を通じた事業の効率化や見直しに深く関わります。多様化する地域課題に対し、自らも役割を担いながら、新たな連携や取組に主体的に挑戦します。	対話を通じて市民ニーズを的確に捉え、DX推進や広域連携、人材育成による効率的で信頼される行政組織の構築に努めます。

1 対話とデジタル活用による行政の推進

めざす姿

市民との対話を重ねデジタルの力で、誰もが便利さを実感できるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 行政手続きの簡素化と市民サービスの利便性向上

- マイナンバーカードの利活用やオンライン申請・電子決済の拡充により、行政手続きを簡素化します。
- ワンストップ窓口やデジタル窓口の充実により、市民がより少ない負担で必要な手続きを行える環境を整えます。
- 電子通知の活用により、情報取得や手続きの迅速化を進めます。
- 高齢者やデジタル機器の利用が難しい人にも配慮し、誰もが利用しやすい行政サービスを実現します。



窓口利用体験調査

② 市民との対話を生かした行政事務の効率化と政策形成

- 市民との対話や広報など情報発信の充実により、市民との情報共有と共通認識の形成を図り、協働・合意形成を進めます。
- 透明性の高い情報公開と説明責任の徹底、政策立案や事業評価における客観的データの活用、業務改善の継続により、成果重視で信頼される行政運営を推進します。
- 業務の標準化・省力化、A Iなどの活用により、行政事務の効率化を進めます。
- 各種データの連携・活用基盤を整備し、E B P Mを定着させます。

③ 次世代を見据えたデジタル基盤の整備と新たな価値の創造

- 安全で信頼性の高い情報基盤を整備し、サイバーセキュリティ対策を強化します。
- A IやI o Tなどの先端技術の活用を進め、行政サービスや地域課題の解決に生かします。
- 地域課題の解決や市民生活の質の向上につながる新たなデジタル活用の可能性を探ります。
- 民間事業者や地域団体との連携により、行政だけでは生み出せない新たな価値の創出を図ります。

施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
オンラインで申請できる行政手続数	78	110	144
マイナンバーカードを活用した行政手続件数	678	800	1,000

共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
オンライン手続きやデジタルサービスを積極的に活用し、自ら情報を得て地域活動に活かします。行政情報の可視化や対話を通じた合意形成に主体的に関わり、誰もが便利さを実感できるまちを共に支えます。	客観的なデータやA Iなどの活用で業務を効率化し、透明性の高い情報発信により市民との共通認識のもと政策を進めます。

1 健全な行財政運営

めざす姿

市民と行政が共に役割を分担し、暮らしのサービスを維持し続けるまち

=== 重点的に取り組むこと ===

① 既存の事務事業及び施設のダウンサイジング

- 既存の事務事業について、成果重視の観点から必要性や効果を検証し、歳入の確保と歳出の重点化を両輪として見直しを進めます。
- 公共施設等総合管理指針に基づき、施設数・施設規模の適正化を進めるとともに、機能集約や複合化、広域利用の視点を取り入れます。
- 市営のスキー場、入浴施設、保育所や賃貸住宅など、民間で代替可能なものは、民間活力の活用や譲渡、廃止を検討します。

公共施設延床面積

現状 (R6)	304,817㎡
中間目標 (R11)	281,090㎡
最終目標 (R15)	257,363㎡

公共施設等総合管理指針より

② 市民と行政の役割分担の最適化

- 自助・共助の考え方を踏まえ、市民、地域、事業者等が担う役割を明確にし、主体的な取組が広がるよう支援します。
- 行政サービスに係る使用料・手数料は、受益と負担の公平性に配慮し、目的やサービス水準に応じて定期的に見直します。
- 補助金制度は、真に必要な者への適切な支援となるよう、公益性や効果を検証しながら、原則として期限を設け、定期的に見直します。



③ 将来負担の低減

- 一般会計の市債残高の適正管理に加え、上下水道事業への基準外繰出金や職員退職手当などの将来負担を見据え、計画的な財源確保を進めます。
- 公共施設の整備に当たっては、将来の人口減少や財政負担を十分に考慮し、適正規模・適正配置を基本に、有利な補助金や起債を最大限活用します。
- 将来負担比率の改善を図り、将来負担額の全額について財源を見込める状態を目指すなど、健全で持続可能な財政運営を推進します。
- 将来負担の低減に向け、財政状況や行政運営の内容を分かりやすく公表し、市民の理解と信頼を得ながら、持続可能で透明性の高い財政運営を推進します。

● 施策指標

指標	現状 (R7)	中間目標 (R11)	最終目標 (R15)
将来負担比率	34.5%	20.0%	0.0%

● 共に進めるまちづくり

みんなの役割	市の役割
公共施設の適正化や事業見直しへの理解を深め、行政との最適な役割分担のもとで主体的に地域活動に関わります。将来の負担軽減を見据え、持続可能な行政運営を共に支えます。	財政状況や課題を分かりやすく公表し、市民との対話を通じて施設の適正化や最適な役割分担を進めます。最少の経費で最大の効果を追求し、将来負担を抑えた持続可能な行政経営に努めます。

用語解説

用語解説

用語	解説	区分	ページ
A I	学習し、考えることにより人間の判断を助けるコンピュータ技術のこと。	序論	7
		基本構想	36
		基本計画	78, 79
D M O	観光地域づくり法人。地域の観光戦略の策定・実行等を担う組織のこと。	基本計画	55
D X	デジタル技術で業務・サービスや仕組みを変革し価値を高める取組のこと。	序論	7
		基本計画	40, 43, 67, 78
E B P M	証拠（エビデンス）に基づいて政策を立案・評価する考え方のこと。	基本構想	36
		基本計画	79
I C T	情報や通信に関する技術のこと。	序論	6, 9
		基本構想	27
		基本計画	43, 46
I o T	機械や道具がインターネットにつながり情報をやり取りする仕組みのこと。	序論	7
		基本計画	79
S D G s	世界の国が決めた、2030年までに達成したい目標（環境・貧困など）のこと。	序論	9, 10
		基本構想	20
愛着形成	子どもが保護者など身近な人との関わりを通じて、安心感や信頼感を育てること。	基本構想	29, 31
		基本計画	48
アウトリーチ	ホールに来てもらうだけでなく、地域や学校へ出向き、鑑賞・体験・交流の機会を提供する活動のこと。	基本計画	52
医師養成修学資金（貸与事業）	将来の地域勤務等を条件に、医学生へ修学資金を貸与する制度のこと。	基本計画	40
一時預かり（事業）	保護者の用事や仕事などのときに、保育園などで一時的に子どもを預かるサービスのこと。	基本計画	49
インバウンド	海外から日本（地域）に来る観光客・旅行需要のこと。	基本構想	31
		基本計画	55
インフラ	生活を支える基盤（道路・水道・電気・通信など）のこと。	序論	6, 8, 9
		基本構想	22, 34
		基本計画	73
延長保育（事業）	通常の保育時間をこえて、朝や夕方などに子どもを預かるサービスのこと。	基本計画	49
活動人口	糸魚川市に居住する人（定住人口）も、市外に住んでいる人（流動人口、関係人口、交流人口の一部など）も関係なく、糸魚川市の魅力向上、課題解決、経済活性化などのために、具体的な行動を通じて継続的に糸魚川市に関わる人のこと。	序論	4, 15, 16
		基本構想	21, 24, 25, 32
		基本計画	61
ガバナンス	組織や地域が適切に運営されるための統治・管理の仕組み（透明性・説明責任等）のこと。	序論	7
		基本構想	36
		基本計画	79, 80, 81
関係人口	住んではないが、通ったり関わったりして地域を応援する人のこと。	序論	4, 15, 16
		基本構想	21, 24, 31, 32
		基本計画	59, 68
救急ワークステーション	糸魚川総合病院内に設置された教育研修施設のこと。	基本計画	65
切れ目のない支援	妊娠、出産、乳幼児期、学齢期など、子どもの成長や家庭の状況が変わっても、必要な支援が途切れないようにつなぐこと	基本構想	29
		基本計画	46, 48
健康寿命	介護を受けたり、病気で寝たきりになったりせず、元気に過ごせる期間(平均自立期間)のこと。国保データシステムより算出。	基本構想	27
		基本計画	41, 42
公共交通（地域公共交通網 等の文脈）	鉄道・バス・タクシー等、不特定多数が利用できる交通手段の総称のこと。	基本構想	23, 34
		基本計画	67, 71
交流人口	観光やビジネスなどで、糸魚川市を一時的に訪れる人々を指す。市外に住んでおり、市内消費や活動を一時的に活発にする人口のこと。	序論	4, 15, 16
		基本構想	52, 53, 68
コーディネーター	関係者をつなぎ、ものごとを調整して進める役の人のこと。	基本構想	28
		基本計画	62
子育て支援拠点	子育て中の親子が、交流、相談、遊び、情報提供などの支援を受けられる身近な場所のこと。	基本構想	29
コミュニティセンター	住民の交流・地域活動・行政サービス等を行う地域の拠点施設（自治体の位置付け）のこと。	基本構想	32
		基本計画	50, 62
コミュニティバス	公共交通を利用しにくい地域において、住民の移動手段を確保するため、市が支援し、交通事業者が運行するバスのこと。	基本計画	69
サーキュラーエコノミーポート	循環資源の流動・種類の増大、小口の循環資源の輸送ニーズへの対応、周辺環境や他の貨物への影響を防止するための対策など、サーキュラーエコノミーを巡る様々な社会的要請に取り組む港湾。	基本計画	54
再生可能エネルギー	太陽光・風力など、枯渇せずにくり返し使えるエネルギーのこと。	序論	6, 7, 10
		基本計画	76
サイバーセキュリティ	ネットワーク上の攻撃からシステムやデータを保護する仕組みのこと。	基本構想	36
		基本計画	79
産後ケア	出産後の母親と赤ちゃんが安心して過ごせるように、心や体の相談、休養、授乳や育児の助言などを受けられる支援のこと	基本計画	48
ジオストーリー	地域資源（自然・歴史・文化等）を関連付けて物語として整理した説明・発信内容のこと。	基本計画	55

用語	解説	区分	ページ
ジオパーク	地質・地形などの価値を保全し、教育や地域振興に活かす地域の取組（認定制度を含む）のこと。	基本構想	20, 22, 23, 29, 31
		基本計画	46, 53, 55, 76
資源循環型社会	物を使い捨てず、回収して再利用し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	基本計画	77
集落支援員	総務省の「集落支援員制度」に基づき、市町村が委嘱し、人口減少や高齢化が進む集落を対象に巡回・見守り、住民との話合い、地域課題の把握や整理などを行う人のこと。	基本計画	62
除雪機械オペレーター	機械・装置・窓口などを操作・対応する担当者のこと。	基本計画	75
スマート農業	ＩＣＴ・センサー・機械化等で効率化・省力化する取組のこと。	序論	7
		基本計画	57
スマート捕獲機器	ＩＣＴ・センサー・機械化等による有害鳥獣捕獲のこと。	基本計画	76
生活困窮者	お金や仕事、住む場所などに困っていて、このままでは生活が続けることが難しくなるかもしれない人のこと。	序論	9,
		基本計画	44
生物多様性	いろいろな生き物が、種類や数だけでなく、住む場所やつながりも含めて多様に存在している状態のこと。	基本構想	34, 35
		基本計画	76
第２層協議体	地域の高齢者への支援や支え合い活動のため協議する地域組織のこと。	基本計画	42
脱炭素	二酸化炭素など温室効果ガスを減らすこと。	序論	7, 8, 10
		基本構想	34, 35
		基本計画	54, 76
多様性	いろいろな考え方・背景の人がいることのこと。	序論	9
		基本構想	33
地域医療構想	都道府県が将来の医療需要を見据え、地域に必要な医療を確保するため、医療機関の役割分担や連携など、地域の医療提供体制を考えていく取組みのこと。	序論	8
		基本構想	23, 27
		基本計画	40
地域おこし協力隊	総務省の「地域おこし協力隊制度」に基づき、都市地域から地方へ移住した人を市町村が委嘱し、おおむね３年間、地域の活性化に関する活動を行う人のこと。	基本計画	61
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域全体で支える仕組みのこと。	序論	8
		基本構想	23, 27
		基本計画	42
道路除雪管理システム	位置測定装置（ＧＰＳ）を活用した除雪車の管制（コントロール）装置（システム）。	基本計画	75
ハザードマップ	自然災害が起きたときに被害が想定される区域や避難所などを表示した地図のこと。	序論	8
バリアフリー	高齢者・障害者等の移動や利用の障壁を取り除く環境整備のこと。	基本計画	52, 72
避難行動要支援者	災害が起きたときに、自分一人では避難することが難しく、周りの人の助けが必要な人（高齢者・障害のある人等）のこと。	基本計画	44
病児・病後児保育（事業）	病氣中または回復期の子どもを、専用の場所で預かるサービスのこと。	基本計画	49
フレイル	加齢で筋力や心身の活力が低下し、「健康な状態」と「要介護状態」の中間に位置する状態のこと。	序論	9
		基本構想	23, 27
		基本計画	41, 42
文書管理システム／財務会計システム	文書の収受・起案・保存・検索等の文書管理業務と、予算・歳入歳出・契約・支出・決算等の財務会計業務を管理するシステムのこと。	基本計画	78
保育園等の適正配置や民営化	子どもの数や地域の状況、通いやすさなどに合わせて、保育園などの数、規模や役割を見直すとともに、市が運営している保育園等を社会福祉法人などの民間の団体が運営する形に変えること	基本計画	49
包摂（ほうせつ）	だれも排除せず、一緒に参加できるようにすること。	序論	7
		基本構想	32, 33
メディカルコントロール体制	救急現場における救急隊の活動について、医師が指示・助言を行い、必要に応じて事後検証を行うことにより、救急活動の質を確保する仕組みのこと。	基本計画	65
ユネスコ	教育・科学・文化を担当する国連の機関（UNESCO）のこと。	基本計画	76
要支援／要介護	介護保険において、日常生活でどの程度の支援や介護が必要かを表す区分のこと。	基本計画	42, 44
ライフステージ	乳幼児期～高齢期など、人生の段階（世代・年代）のこと。	序論	6
		基本計画	45, 50, 51, 56, 60
レジリエンス	災害などが起きても、立て直して元に戻る力のこと。	序論	8
ワンストップ相談	いろいろな困りごとについて一つの窓口で相談を受け、必要な担当部署や支援機関につなぐこと	基本構想	28
ワンストップ（窓口）	手続きが一か所（または一度）で済むようにすること。	序論	7, 9
		基本構想	29
		基本計画	79